南河内６市町村地域

循環型社会形成推進地域計画

（第２期）

富　田　林　市
河　内　長　野　市
大　阪　狭　山　市
河　　南　　町
太　　子　　町
千　早　赤　阪　村
南河内環境事業組合

令和３年11月29日　策定

目　　次

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項
（１）対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．循環型社会形成推進のための現状と目標
（１）一般廃棄物等の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（２）生活排水の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（３）一般廃棄物等の処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）生活排水の処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３．施策の内容
（１）発生抑制、再使用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）処理施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（４）その他の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
４．計画のフォローアップと事後評価
（１）計画のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２）事後評価及び計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

【添付資料】

様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１・・・・・・・・・・24
様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２・・・・・・・・・・30
様式３　地域の循環型社会形成推進のための施策一覧・・・・・・・・・・・・・31
参考資料様式２　施設概要（エネルギー回収施設系）・・・・・・・・・・・・・ 32
参考資料様式７　施設概要（浄化槽系）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
トレンドグラフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
資料１　現有処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
ハザードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

本計画の対象地域は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村（以下「南河内６市町村」という。)とする。

面　　積　238.00km²

人　　口　304,593 人（令和３年３月 31 日現在）

表１　面積及び人口内訳

市町村名	富田林市	河内長野市	大阪狭山市	河南町	太子町	千早赤阪村
面積（km²）	39.72	109.63	11.92	25.26	14.17	37.30
人口（人）	109,650	102,920	58,501	15,286	13,172	5,064

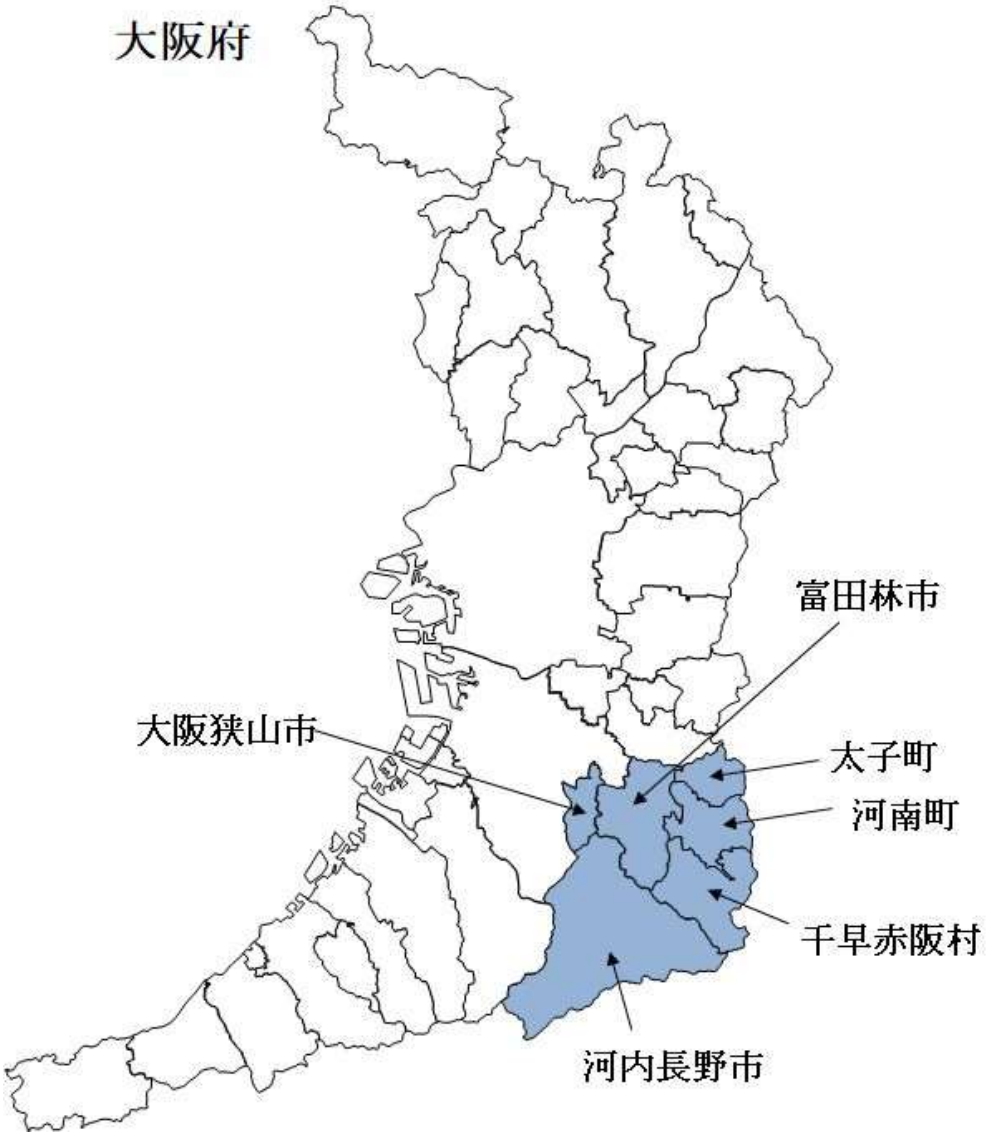


図１　対象地域図

（２）計画期間

本計画期間は、令和４年４月１日から令和９年３月 31 日までの５年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、目標の達成状況や社会経済情勢の変化、関係法令の改正等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（３）基本的な方向

南河内６市町村の基本方針としては、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）及び循環利用できない廃棄物は適正に処分をして熱回収を行うなどの 3R の推進を行っている。また、レジ袋や過剰包装等の不用なものを断るなど、ごみの減量化、資源化、循環型社会の形成を推し進めていく。

特に、ごみの排出抑制・資源化を目的として、ごみを排出する際にごみ処理券（シール制）を貼ることとしている。生活系ごみ処理券については一定枚数無料とし、超過分については有料制としている。事業系に関しては全量有料制としている。

南河内６市町村共に実施している施策は古紙・古布について奨励金制度を導入し、自治会等の住民団体に集団回収を推し進めている。これらの取り組みにより南河内６市町村の１人１日あたりのごみ発生量は大阪府下 43 市町村の平均値※を下まわり、抑制に大きく寄与している。

今後も、発生抑制及び再生利用の推進を図るため、シール制を継続していくとともに、環境啓発を実施し住民が積極的に資源の分別を行うよう引続き意識向上を図っていく。

生活排水については、公共用水域の水質改善に向けて、地域的制約や経済的経費比較等の結果、生活排水を集中して処理すべき地域については公共下水道による整備を進め、生活排水を個別処理すべき地域（下水道事業計画区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域）については、公共浄化槽等整備推進事業により浄化槽の整備を進める。

なお、下水道事業計画区域以外の地域または下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域においても、公共用水域の水質改善のため、浄化槽設置整備事業を行う。

※「平成 30 年度大阪府の一般廃棄物」（令和３年３月）市町村別ごみ排出状況より

生活系ごみ及び事業系ごみの排出量　　大阪府平均 962g/人・日

南河内６市町村平均 903 g/人・日

（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

広域行政でごみ処理を行うため、昭和 42 年 10 月に南河内清掃施設組合（富田林市・河内長野市・大阪狭山市（昭和 62 年 10 月市制）・美原町・河南町・太子町）を発足し、昭和 45 年から 46 年にかけて清掃工場を組合行政区域内の中心となる富田林市に建設した。

昭和 47 年には千早赤阪村が新たに加入し、3 市 3 町 1 村のごみ処理を行ってきた。

その後、人口の増加等によるごみの排出量の急増と施設の老朽化が相まって、完全なごみ処理ができなくなり、その対策として昭和 57 年から 4 ヶ年の継続事業で建て替え工事を行ない、公害防止や余熱利用等に最新技術を結集した現在の第 1 清掃工場を竣工した。

しかしながら、人口やごみ排出量の増加が続くことより平成 9 年から 3 ヵ年の継続事業で河内長野市に第 2 清掃工場を建設し、平成 12 年度から 2 工場体制でごみ処理を行っている。

平成 17 年 2 月には美原町が堺市と合併し、平成 22 年 3 月を以って南河内清掃施設組合を脱退したが、同年 4 月より事務の効率化を図るべく、昭和 42 年からし尿処理施設を運営してきた富美山環境事業組合（昭和 40 年 9 月設立）と統合し、施設名を資源再生センターに名称変更し、組合名も新たに南河内環境事業組合（以下「組合」という。）として一般廃棄物（ごみ・し尿）処理を行い広域化に取り組んでいる。なお、河内長野市は単独でし尿処理（河内長野市衛生処理場）を行っている。

また、組合は、近隣の一部事務組合である柏羽藤環境事業組合と施設の整備や事故、やむを得ない緊急事態が発生した場合に、施設の相互協力により廃棄物行政の万全と効率化を図るため協定を締結している。

また、南河内 6 市町村と組合は定期的に会議を開催して連携を強化しながらごみの適正処理に取り組んでおり、今後もこの体制を継続し合理化と効率化を基本とした広域処理を行う。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和２年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図２のとおりである。

南河内６市町村の総排出量は、集団回収量も含め、99,284ｔであり、再生利用される「総資源化量」は、集団回収量8,358ｔ、直接資源化量6,733ｔ、焼却残さからの磁選機による資源化鉄1,296ｔ、破砕処理物からの屑アルミ12ｔと屑鉄304ｔの合計16,703ｔである。再生利用率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）/ごみの排出量＋集団回収量）は16.8%である。

中間処理による減量化量は70,999ｔであり、集団回収量を除いた排出量の78.1%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の12.7%にあたる11,582ｔが埋め立てられている。

なお、中間処理量84,193ｔのうち、焼却ごみ71,464ｔ、破砕ごみ12,729ｔである。各焼却施設では、焼却熱から蒸気や温水を発生させ、場内の給湯、暖房に利用している。さらに、第１清掃工場では、蒸気式タービン発電機を有しており、発電した電力は場内で使用している。また、平成23年度には、効率の良い発電を行うため、受発電設備を改良し、発電量を約20%増量させた。

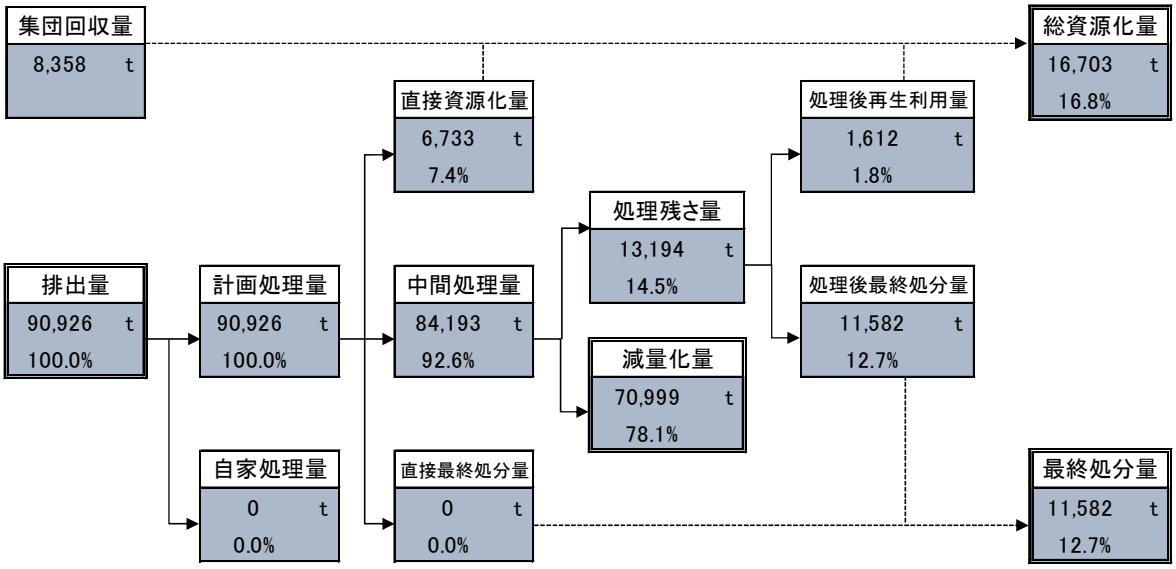


図２　一般廃棄物の処理状況フロー（令和２年度）

（2）生活排水の処理の現状

令和 2 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 3 及び表 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 304,593 人であり、汚水衛生処理人口は 287,495 人、汚水衛生処理率は 94.4%、未処理人口は 17,098 人、未処理率は 5.6%である。

し尿発生量は 15,524ｋℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 16,995ｋℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 32,519ｋℓ/年である。

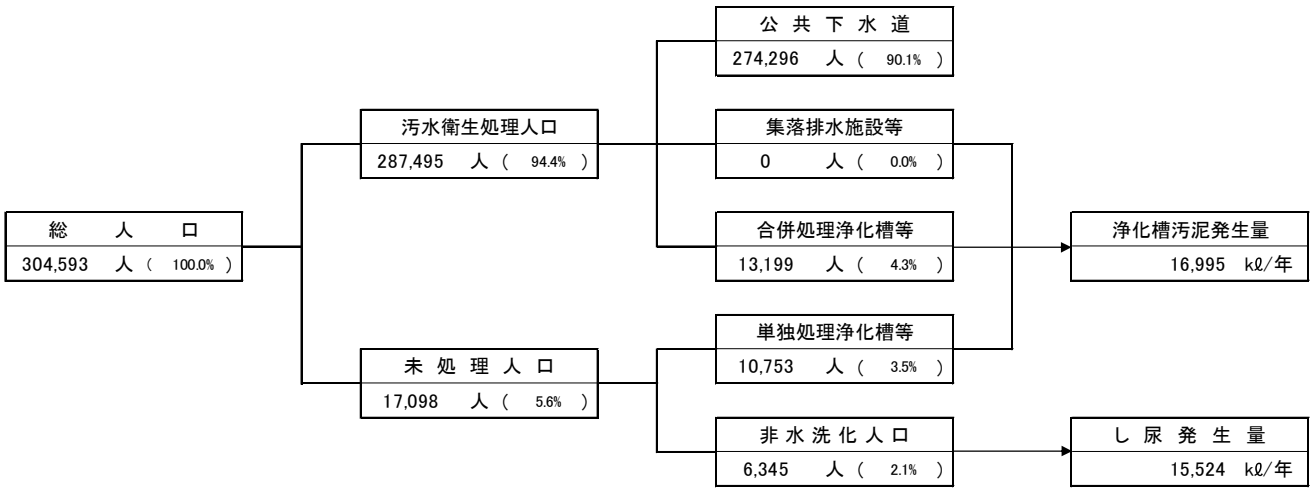


図 3　生活排水の処理状況フロー（令和 2 年度）

表２　生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量（令和２年度

市町村名	富田林市	河内長野市	大阪狭山市	河南町	太子町	千早赤阪村	合計
総人口	109,650 人 (100.0%)	102,920 人 (100.0%)	58,501 人 (100.0%)	15,286 人 (100.0%)	13,172 人 (100.0%)	5,064 人 (100.0%)	304,593 人 (100.0%)
汚水衛生処理人口	102,923 人 (93.9%)	97,563 人 (94.8%)	57,444 人 (98.2%)	14,219 人 (93.0%)	11,479 人 (87.1%)	3,867 人 (76.4%)	287,495 人 (94.4%)
公共下水道	96,621 人 (88.1%)	92,710 人 (90.1%)	56,817 人 (97.1%)	13,651 人 (89.3%)	11,089 人 (84.2%)	3,408 人 (67.3%)	274,296 人 (90.1%)
集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
合併処理浄化槽等	6,302 人 (5.7%)	4,853 人 (4.7%)	627 人 (1.1%)	568 人 (3.7%)	390 人 (3.0%)	459 人 (9.1%)	13,199 人 (4.3%)
未処理人口	6,727 人 (6.1%)	5,357 人 (5.2%)	1,057 人 (1.8%)	1,067 人 (7.0%)	1,693 人 (12.9%)	1,197 人 (23.6%)	17,098 人 (5.6%)
単独処理浄化槽等	4,422 人 (4.0%)	2,474 人 (2.4%)	964 人 (1.6%)	552 人 (3.6%)	1,479 人 (11.2%)	862 人 (17.0%)	10,753 人 (3.5%)
非水洗化人口	2,305 人 (2.1%)	2,883 人 (2.8%)	93 人 (0.2%)	515 人 (3.4%)	214 人 (1.6%)	335 人 (6.6%)	6,345 人 (2.1%)
浄化槽汚泥発生量	9,394 kℓ/年	3,681 kℓ/年	118 kℓ/年	1,199 kℓ/年	1,394 kℓ/年	1,209 kℓ/年	16,995 kℓ/年
し尿発生量	7,875 kℓ/年	5,603 kℓ/年	301 kℓ/年	877 kℓ/年	308 kℓ/年	560 kℓ/年	15,524 kℓ/年

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

（3）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表３のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表３　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現　状(割合※1)（令和2年度）	目　標(割合※1)（令和9年度）
排出量	事業系　総排出量	16,237 t	14,725 t　（ −9.3% ）
	1事業所当たりの排出量※2	3.42 t/事業所	3.00 t/事業所　（ −12.3% ）
	生活系　総排出量	74,689 t	65,241 t　（ −12.6% ）
	1人当たりの排出量※3	225 kg/人	208 kg/人　（ −7.6% ）
	合　計　事業系生活系排出量合計	90,926 t	79,966 t　（ −12.1% ）
再生利用量	直接資源化量	6,733 t　（ 7.4% ）	6,136 t　（ 7.7% ）
	総資源化量	16,703 t　（ 16.8% ）	15,127 t　（ 17.3% ）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	5,683 MWh 192,916 GJ	5,170 MWh 159,795 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	11,582 t　（ 12.7% ）	10,423 t　（ 13.0% ）

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合
　　総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2　（1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)−(事業系ごみの資源ごみ量)}／(事業所数)

※3　（1人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)−(生活系ごみの資源ごみ量)}／(人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）［単位：トン］

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和［単位：トン］

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量［単位：MWh］

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量［単位：MWh］及び熱利用量［単位：GJ］

最終処分量：埋立処分された量［単位：トン］

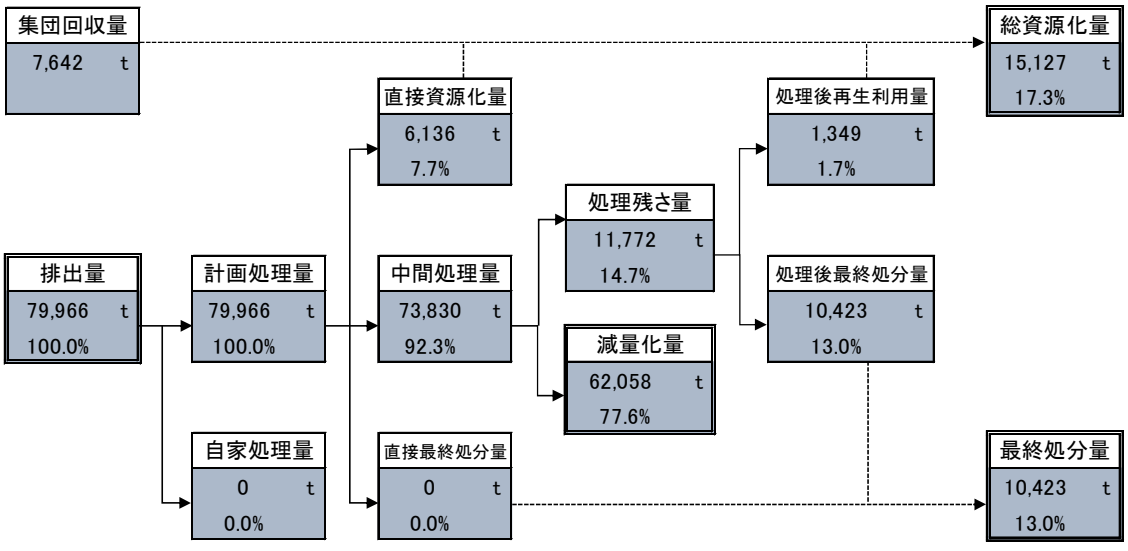


図４　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和９年度）

（4）生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 4 及び表 5 に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 4　生活排水に関する現状と目標

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	274,296 人 （ 90.1% ）	265,836 人 （ 92.7% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽等	13,199 人 （ 4.3% ）	12,061 人 （ 4.2% ）
	未処理人口	17,098 人 （ 5.6% ）	8,868 人 （ 3.1% ）
	合計	304,593 人 （ 100.0% ）	286,765 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	15,524 kℓ	12,445 kℓ
	浄化槽汚泥量	16,995 kℓ	15,779 kℓ
	合計	32,519 kℓ	28,224 kℓ

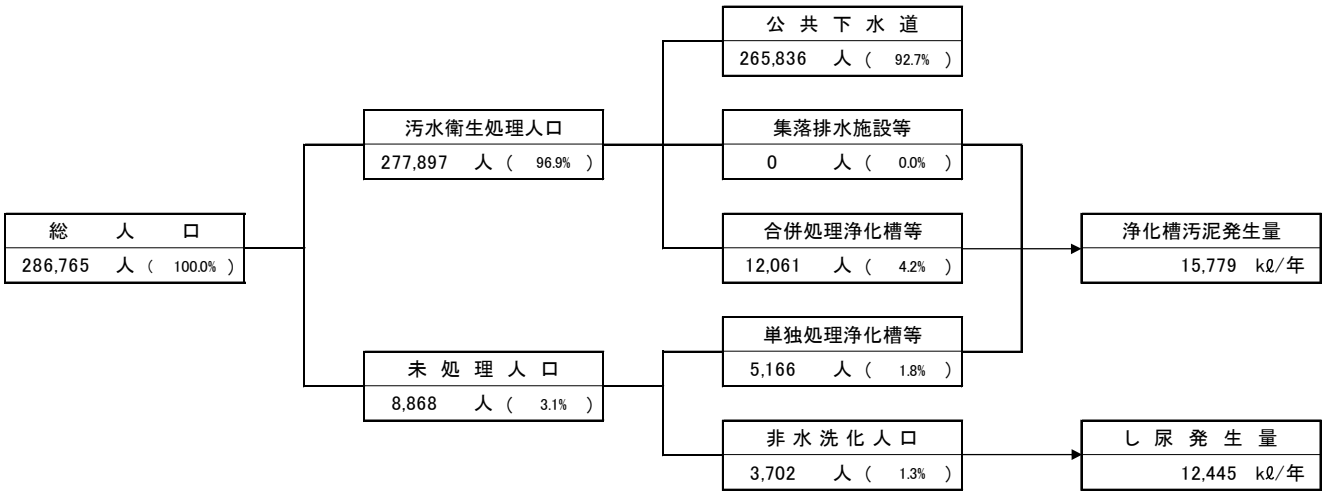


図 5　目標達成時の生活排水処理状況フロー（令和 9 年度）

表５　市町村別の生活排水に関する現状と目標

			令和２年度実績	令和９年度目標
富田林市	処理形態別人口	公共下水道	96,621 人（ 88.1% ）	93,679 人（ 91.3% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	6,302 人（ 5.8% ）	5,266 人（ 5.1% ）
		未処理人口	6,727 人（ 6.1% ）	3,631 人（ 3.6% ）
		合計	109,650 人（ 100.0% ）	102,576 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	7,875 kℓ	7,323 kℓ
		浄化槽汚泥量	9,394 kℓ	9,038 kℓ
		合計	17,269 kℓ	16,361 kℓ
			令和２年度実績	令和９年度目標
河内長野市	処理形態別人口	公共下水道	92,710 人（ 90.1% ）	88,014 人（ 93.3% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	4,853 人（ 4.7% ）	4,579 人（ 4.8% ）
		未処理人口	5,357 人（ 5.2% ）	1,761 人（ 1.9% ）
		合計	102,920 人（ 100.0% ）	94,354 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,603 kℓ	3,213 kℓ
		浄化槽汚泥量	3,681 kℓ	3,294 kℓ
		合計	9,284 kℓ	6,507 kℓ
			令和２年度実績	令和９年度目標
大阪狭山市	処理形態別人口	公共下水道	56,817 人（ 97.1% ）	56,444 人（ 97.1% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	627 人（ 1.1% ）	639 人（ 1.1% ）
		未処理人口	1,057 人（ 1.8% ）	1,047 人（ 1.8% ）
		合計	58,501 人（ 100.0% ）	58,130 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	301 kℓ	181 kℓ
		浄化槽汚泥量	118 kℓ	73 kℓ
		合計	419 kℓ	254 kℓ
			令和２年度実績	令和９年度目標
河南町	処理形態別人口	公共下水道	13,651 人（ 89.3% ）	13,828 人（ 92.6% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	568 人（ 3.7% ）	610 人（ 4.1% ）
		未処理人口	1,067 人（ 7.0% ）	502 人（ 3.4% ）
		合計	15,286 人（ 100.0% ）	14,940 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	877 kℓ	911 kℓ
		浄化槽汚泥量	1,199 kℓ	1,254 kℓ
		合計	2,076 kℓ	2,165 kℓ
			令和２年度実績	令和９年度目標
太子町	処理形態別人口	公共下水道	11,089 人（ 84.2% ）	10,645 人（ 87.0% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	390 人（ 3.0% ）	445 人（ 3.6% ）
		未処理人口	1,693 人（ 12.8% ）	1,143 人（ 9.3% ）
		合計	13,172 人（ 100.0% ）	12,233 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	308 kℓ	310 kℓ
		浄化槽汚泥量	1,394 kℓ	1,025 kℓ
		合計	1,702 kℓ	1,335 kℓ
			令和２年度実績	令和９年度目標
千早赤阪村	処理形態別人口	公共下水道	3,408 人（ 67.3% ）	3,226 人（ 71.2% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	459 人（ 9.1% ）	522 人（ 11.5% ）
		未処理人口	1,197 人（ 23.6% ）	784 人（ 17.3% ）
		合計	5,064 人（ 100.0% ）	4,532 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	560 kℓ	507 kℓ/年
		浄化槽汚泥量	1,209 kℓ	1,095 kℓ/年
		合計	1,769 kℓ	1,602 kℓ/年
			令和２年度実績	令和９年度目標
合計	処理形態別人口	公共下水道	274,296 人（ 90.1% ）	265,836 人（ 92.7% ）
		農業集落排水施設等	0 人（ 0.0% ）	0 人（ 0.0% ）
		合併処理浄化槽等	13,199 人（ 4.3% ）	12,061 人（ 4.2% ）
		未処理人口	17,098 人（ 5.6% ）	8,868 人（ 3.1% ）
		合計	304,593 人（ 100.0% ）	286,765 人（ 100.0% ）
	し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	15,524 kℓ	12,445 kℓ
		浄化槽汚泥量	16,995 kℓ	15,779 kℓ
		合計	32,519 kℓ	28,224 kℓ

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

３．施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進

ア　ごみシール制の継続（施策番号 11）

一般収集の生活系ごみについては、平成８年２月より構成市町村が一斉に同一内容でシール制を導入した。これは、年間に世帯人数に応じた無料ごみシールを配付し一定量を無料としているが、一定量以上を排出する場合には、有料のシールを購入して排出することで、排出抑制・資源化への意識向上を図っている。

イ　有料化（施策番号 12）

事業系及び生活系ごみの組合への直接搬入については、従量制により課金し、直接納入方式により組合で処理手数料を徴収しており、処理経費に見合った手数料となるよう見直しを行い対応している。

また、ごみの有料制については、既存のシール制の検証、世論調査、不法投棄対策や公平性等を踏まえた総合的な見地から南河内６市町村と組合が一体となって検討していくこととする。

一方、事業系ごみは、南河内６市町村の全てが完全有料制としている。

ウ　環境教育（施策番号 13）

南河内６市町村と組合は、ごみ処理施設に対する正しい理解と協力を得るため、住民や学校等の各種団体へ広報紙・ホームページ等で積極的に施設見学を呼び掛けている。とりわけ小学校では社会科の授業で副読本を配布し、ほとんどの小学校の４年生はごみ処理施設を見学され、ごみの減量化、資源化、分別の重要性、施設の必要性等についての環境教育を行っている。

エ　普及啓発（施策番号 14）

南河内６市町村は、一般家庭、事業所等に「ごみの分け方・出し方」のポスターを配布しているほか、広報紙、ホームページ等を通じて正しいごみの出し方や分別方法・資源化方法について情報提供を行っている。また、地域の様々なイベント等に参画し、排出抑制の啓発活動を行っているほか、住民の希望に応じて、ごみの出し方やリサイクルについて説明会等を開催している。

オ　助成（施策番号 15）

南河内 6 市町村は、日常生活から排出される生活系ごみの中から資源化できる有価物（古紙・古布等）を回収する子ども会・自治会等の団体に対して奨励金を交付している。

カ　マイバック運動・レジ袋対策（施策番号 16）

南河内 6 市町村は、買い物袋(マイバック)持参運動により Refuse（断る）の推進を図るとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を呼びかけている。また、資源回収箱の設置や環境に配慮した事業を展開している事業所を住民に情報提供している。

キ　事業系ごみ発生抑制（施策番号 17）

南河内 6 市町村は、事業者から排出されるごみの量が多い場合には、多量排出事業者として登録し、毎年計画書の提出を義務づけており、廃棄物の減量や適正な処理を指導する。

ク　その他の取組（施策番号 18）

① 富田林市

・生活系ごみ発生抑制

ごみの出し方や分別方法について、パンフレット配布や広報紙・ホームページ・スマートフォンなどを通して誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発活動を継続し発生抑制・排出抑制を図る。

・再使用、資源化の推進

家庭や職場から出るごみを減らし再資源化するために分別方法とごみの出し方を説明する「出前講座」の実施やリサイクル家具の展示・抽選会、リサイクル品の無料配布をする「リユース展」を開催し、住民へのごみ減量の周知を図っている。また学識経験者や市民団体代表者、再生資源回収業者や商工業関係者で組織する廃棄物減量等推進審議会を開催し、ごみ減量化や資源化などに向け審議を行う。

・プラスチックごみ減量促進

「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバックの持参、使い捨てプラスチック製品の利用を控える等、住民に呼びかけている。

・環境教育の推進

町総代会、老人クラブ、他の団体の総会等の機会を利用して、パンフレットの配布や説明を行い、市民を対象とした 3R 教育の推進に努める。また次世代を担う児童・生徒に環境美化やリサイクル社会の推進と理解を深めてもらう事を目的に、国が毎年実施している 3R 推進ポスターコンクールに応募し、学校と連携を取り、小学生に対し「ごみ学習」の推進を行う。

② 河内長野市

・生活系ごみ発生抑制

広報紙、ホームページ、出前講座を活用して、生ごみ 3 きり運動（使いきり、食べきり、水きり）等の生ごみの減量手法を分かりやすく情報発信する。

・再使用、資源化の推進

分別制度の向上と資源化を徹底させるために、「ごみと資源の分け方・出し方」の配布や、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ、市公式 LINE を活用した情報発信等により、ごみに対する無関心層をはじめとした市民の分別意識の向上を図るために啓発を充実させ、燃えるごみに相当量含まれる古紙・プラスチック製容器包装等の資源化物の分別を促進する。

陶磁器製食器及びガラス製食器のリユース事業である「もったいない市」や、子供服のリユース事業として「ぐるぐるマルシェ」を開催している。

・プラスチックごみ減量促進

プラスチックごみの削減として、環境イベントやホームページを通じて、マイバックやマイボトルの使用を推奨し、「かわちながのプラスチックごみゼロ宣言」に基づく使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進する。

・市民参画、事業協力体制推進事業

一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を協議するため、河内長野市廃棄物減量等推進審議会を設置している。

③ 大阪狭山市

・生活系ごみ発生抑制

広報紙に毎月 1 人 1 日あたりのごみ排出量を掲載し、ごみ減量への

関心を促進する。また一般市民公開型講習会の実施、環境・リサイクルフェア等において、リサイクル製品の展示会の開催、ごみ排出量の統計情報とごみ減量アイデアを紹介した「ごみ減ＮＥＷＳ」のチラシや市ホームページの掲載等を通じて、市民に対して啓発活動を行い、ごみ減量化に対する意識向上を図る。

・プラスチックごみ減量促進

「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に賛同し、「おおさかさやましプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバックの活用、ポイ捨て防止等プラスチックごみゼロへ向けて住民に呼びかけている。

・生ごみの排出抑制

生ごみたい肥容器の無償貸与を実施し、台所からのごみ減量化・資源化を図っている。

・市民参画、事業協力体制推進事業

ごみ減量対策推進会議を設置し、「焼却ごみ部会」「資源ごみ部会」を設け、調査研究・啓発活動を行い、持続可能な循環型社会の形成に向け活動を行う。

④ 河南町

・生活系ごみ発生抑制

調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす取り組みを推進するために住民・事業者への情報提供を図るとともに啓発活動を通じて、町が総合的に食品ロス削減の向上に努める。

・再使用、資源化の推進

使用済みインクカートリッジの拠点回収を庁舎内に設置し、資源物の回収を促進する。

⑤ 太子町

・生活系ごみ発生抑制

ホームページ等でマイバック持参、使い捨て容器を使用しない、食品ロス削減、ごみの分別等を呼びかけている。

・プラスチックごみ減量促進

住民による環境美化活動を積極的に支援し、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に賛同し、「太子町プラスチックごみゼロ宣言」を行い、ごみの分別の徹底を住民に呼びかけている。

⑥ 千早赤阪村

・生活系ごみ発生抑制

過剰包装を断る、食べ残しをなくす、計画的な購入・フリーマーケットやバザーの活用等、家庭単位で実施できる取り組みを推進していく。

・再使用、資源化の推進

資源ごみの分別排出について住民に協力を求め、資源化を推進する。

・プラスチックごみ減量促進

「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、「ちはやあかさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、ごみの分別、マイボトル・マイバックの活用、3R のさらなる推進、プラスチックごみのポイ捨ての防止等、プラスチックごみゼロに向けて、取り組んでいくように住民に呼びかけている。

⑦ 南河内環境事業組合

搬入されるごみに処理困難物が混入されるのを防止するため、搬入物検査を行い、ごみ分別の徹底を図る。直接搬入については、処理経費に見合った処理手数料となるように見直しを行い、ごみの発生抑制やリサイクルの促進を図る。

また、組合に搬入されたごみの中間処理工程の中で、発生した資源化鉄、屑鉄、屑アルミ等について、更なる資源化を行う。紙ごみ等の資源化についても進めていく。

ごみ処理施設に対する正しい理解と協力を得るため、各種団体に市町村の広報等を通じて、積極的に見学を呼びかけ、ごみ処理施設見学会を開催し、ごみの資源化、減量化の啓発活動を行っている。

ケ　生活排水対策（施策番号 19）

生活系から排出される汚濁負荷量の削減のため、各家庭での発生源対策を実施することで相当の負荷削減効果が期待できることから、啓発活動の強化を図り、住民の生活排水に対する意識向上を図る。

（2）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 6～表 11 のとおりである。

生活系ごみについては、「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」「資源ごみ(スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装等)」の分別収集を実施している。今後も既存の分別収集システムを継続し、ごみの減量、資源化を図る。

南河内 6 市町村の燃えるごみについては、第 1 清掃工場と第 2 清掃工場において焼却処理し、大阪湾広域臨海環境整備センターで最終処分しており、今後も同処分場での埋立処分を継続予定である。

不燃ごみ・粗大ごみについても、第 1 清掃工場と第 2 清掃工場の粗大ごみ処理施設において破砕選別した後、焼却処理及び資源化し、最終処分量の減量化を図る。

第 1 清掃工場は竣工後 18 年を経過した平成 16 年度から 3 ヵ年に亘り基幹的設備整備工事を実施し処理能力を維持してきたが、実施後 14 年が経過しており、定期整備等で全体的に良好な状態を保っているが、改修が必要な箇所が見受けられることや、製造中止により装置の消耗部品の調達が困難になることが見込まれる。

第 2 清掃工場では、稼働後 19 年を経過した令和元年度からの 3 ヵ年で基幹的設備改良事業を実施している。

したがって、第 1 清掃工場と第 2 清掃工場のごみ処理体制を維持するため、第 1 清掃工場は、長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化を図る。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、第 1 清掃工場と第 2 清掃工場において焼却処理し、最終処分は引き続き大阪湾広域臨海環境整備センターでの最終処分を継続予定である。

事業系ごみは有料制であり、今後もこの体制を維持し、一定量以上の多量排出事業者に対するごみの減量化・資源化への指導・啓発を強化する。

直接搬入については、今後も処理経費に見合った手数料となるよう見直しを行い、搬入物検査を継続するとともにリサイクルに関する情報提供をすることで、分別の徹底やリサイクルへの誘導を図る。

また、組合に搬入されたごみの中間処理工程の中で発生した資源化鉄、屑鉄、屑アルミ等の更なる資源化を行う。紙ごみ等の資源化についても進

めていく。

ウ　一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

第 1 清掃工場及び第 2 清掃工場は一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物の受け入れは行っていない。今後においても産業廃棄物の処理は行わない。

エ　生活排水処理の現状と今後

生活排水処理対策については、下水道供用開始地域の早期水洗化への指導を行っている。公共用水域の水質改善に向けて、地域的制約や経済的経費比較等の結果、生活排水を集中して処理すべき地域については公共下水道による整備を進め、生活排水を個別処理すべき地域（下水道事業計画区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域）については、公共浄化槽等整備推進事業等により浄化槽の整備を進める。

ただし、下水道の整備が当分の間見込まれない地域等については、浄化槽設置に要する費用の一部を補助し、普及促進を図っていく。

その他、生活排水未処理地域については、食器の付着物の拭取り等の啓発・推進を行い、河川への環境負荷低減に努める。

南河内 6 市町村のし尿・浄化槽汚泥については、河内長野市衛生処理場と資源再生センターにおいて処理している。

河内長野市衛生処理場は竣工後 12 年を経過した平成 25 年度に主処理設備の改修を実施し、規模を適正化している。資源再生センターは稼働後 18 年を経過した令和 2 年度から 2 ヵ年で基幹的設備改良事業を実施し、規模の適正化と施設の延命化を図っている。

オ　今後の処理体制の要点

《一般廃棄物について》

◇生活系ごみについては、南河内 6 市町村において、現在行っている分別収集システムを継続し、ごみの減量、資源化を図る。

◇組合に搬入される燃えるごみ及び粗大ごみは、今後も既存システムを継続し、資源物の回収と最終処分量の減量に努める。

◇事業系一般廃棄物については、更なる減量に努め、多量排出事業者に対するごみの減量化・資源化への指導・啓発を強化する。

◇直接搬入については、今後も処理経費に見合った手数料となるよう見直しを行い、ごみの発生抑制やリサイクルの促進を図る。

◇組合に搬入されたごみの中間処理工程の中で発生した資源化鉄、屑鉄、屑アルミ等について、更なる資源化を行う。紙ごみ等の資源化についても進めていく。

◇処理体制を維持するため、基幹的設備整備工事の実施後 15 年が経過した第 1 清掃工場の長寿命化総合計画に基づき基幹的設備改良事業を実施する。

《生活排水について》

◇生活排水対策として、合併処理浄化槽の整備を推進する。

表６　生活系ごみの処理方法の現状と今後（富田林市）

現状（令和2年度）				
富田林市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第1清掃工場焼却処理施設	23,448
資源ごみ	カン・ビン	資源化	資源リサイクルセンター	686
	ペットボトル			294
	プラスチック製容器包装			676
	牛乳パック			9
	計			1,665
資源集団回収	古紙	資源化	売却	2,618
	古布			214
	紙パック			3
	計			2,835
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	5,584

今後（令和9年度）				
富田林市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第1清掃工場焼却処理施設	20,356
資源ごみ	カン・ビン	資源化	資源リサイクルセンター	595
	ペットボトル			256
	プラスチック製容器包装			587
	牛乳パック			9
	計			1,447
資源集団回収	古紙	資源化	売却	1,849
	古布			159
	紙パック			2
	計			2,010
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	4,848

表７　生活系ごみの処理方法の現状と今後（河内長野市）

現状（令和2年度）				
河内長野市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第2清掃工場焼却処理施設	16,250
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター・資源選別作業所等	135
	アルミ缶			133
	小型金属類			23
	ビン類			708
	大型金属			237
	ペットボトル			215
	プラスチック製容器包装			701
	古紙（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック等）			792
	古布			202
	ガラス製食器・陶磁器製食器	再利用	委託	12
	小型家電等	資源化		5
	計			3,163
資源集団回収	古紙・古布・小型金属	資源化	売却	2,969
	計			2,969
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第2清掃工場粗大ごみ処理施設	3,344

今後（令和9年度）				
河内長野市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第2清掃工場焼却処理施設	13,806
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター・資源選別作業所等	135
	アルミ缶			116
	小型金属類			20
	ビン類			588
	大型金属			236
	ペットボトル			208
	プラスチック製容器包装			704
	古紙（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック等）			724
	古布			165
	ガラス製食器・陶磁器製食器	再利用	委託	12
	小型家電等	資源化		4
	計			2,912
資源集団回収	古紙・古布・カン	資源化	売却	3,376
	計			3,376
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第2清掃工場粗大ごみ処理施設	2,807

表８　生活系ごみの処理方法の現状と今後（大阪狭山市）

現状（令和2年度）				
大阪狭山市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第1清掃工場焼却処理施設	10,008
資源ごみ	カン	資源化	資源リサイクルセンター	151
	ビン			429
	ペットボトル			125
	発泡スチロール等			34
	金属		委託	20
	牛乳パック		牛乳パック整理作業所	2
	計			761
資源集団回収	古紙・古布	資源化	団体任意回収	1,724
	計			1,724
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	1,739

今後（令和9年度）				
大阪狭山市				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第1清掃工場焼却処理施設	8,807
資源ごみ	カン	資源化	資源リサイクルセンター	151
	ビン			429
	ペットボトル			125
	発泡スチロール等			34
	金属		委託	20
	牛乳パック		牛乳パック整理作業所	2
	計			761
資源集団回収	古紙・古布	資源化	団体任意回収	1,517
	計			1,517
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	1,439

表９　生活系ごみの処理方法の現状と今後（河南町）

現状（令和2年度）				
河　南　町				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	3,013
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター	18
	アルミ缶			17
	ビン類			70
	ペットボトル			38
	プラスチック製容器包装			81
	計			224
資源集団回収	古紙・古布	資源化	売却	456
	計			456
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	922

今後（令和9年度）				
河　南　町				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（ｔ）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	3,037
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター	12
	アルミ缶			12
	ビン類			49
	ペットボトル			27
	プラスチック製容器包装			56
	計			156
資源集団回収	古紙・古布	資源化	売却	317
	計			317
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	779

表 10　生活系ごみの処理方法の現状と今後（太子町）

現状（令和2年度） 太子町				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（t）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	2,194
資源ごみ	ビン・カン混合	資源化	資源リサイクルセンター	87
	ペットボトル			27
	プラスチック製容器包装			87
	金属類		委託	51
	計			252
資源集団回収	古紙(紙パック含む)	資源化	売却	191
	古布			12
	計			203
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	723

今後（令和9年度） 太子町				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（t）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	1,999
資源ごみ	ビン・カン混合	資源化	資源リサイクルセンター	80
	ペットボトル			23
	プラスチック製容器包装			74
	金属類		委託	28
	計			205
資源集団回収	古紙(紙パック含む)	資源化	売却	218
	古布			19
	計			237
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	581

表 11　生活系ごみの処理方法の現状と今後（千早赤阪村）

現状（令和2年度） 千早赤阪村				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（t）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	981
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター	6
	アルミ缶			6
	ビン類			23
	ペットボトル			11
	プラスチック製容器包装			35
	金属類		委託	5
	計			86
資源集団回収	古紙・古布	資源化	売却	171
	計			171
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	332

今後（令和9年度） 千早赤阪村				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績（t）
燃えるごみ		焼却	第１清掃工場焼却処理施設	889
資源ごみ	スチール缶	資源化	資源リサイクルセンター	6
	アルミ缶			5
	ビン類			23
	ペットボトル			10
	プラスチック製容器包装			35
	金属類		委託	5
	計			84
資源集団回収	古紙・古布	資源化	売却	185
	計			185
不燃ごみ・粗大ごみ		破砕選別資源化・可燃物焼却	第1清掃工場粗大ごみ処理施設	328

（３）処理施設等の整備

ア　廃棄物処理施設

前記（２）の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 12 のとおり必要な設備の施設整備を行う。

表 12　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	住所	事業期間
1	ごみ処理施設 （熱回収施設）	南河内環境事業組合 第１清掃工場 基幹的設備改良事業	300t/日	富田林市 大字甘南備 2345 番地	R4～R6

※現有処理施設の概要を添付（資料 1～資料 4）

整備理由

事業番号１　既存施設の長寿命化及び二酸化炭素排出抑制

イ　合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 13 のとおり行う。

表 13　合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基) (令和２年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	富田林市浄化槽設置整備事業	3	65	245	R4～R8
3	富田林市公共浄化槽等整備推進事業	11	76	280	R4～R8
4	河内長野市浄化槽設置整備事業	3	15	45	R4～R8
5	河内長野市公共浄化槽等整備推進事業	1	100	360	R4～R8
6	河南町浄化槽設置整備事業	1	10	40	R4～R8
7	千早赤阪村浄化槽設置整備事業	4	15	45	R4～R8
	合　計	23	281	1015	

（4）その他の施策

南河内 6 市町村地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア　リサイクル製品の購入促進（施策番号 21）

消費者である住民に対してリサイクルマークやグリーン購入等の情報を提供し、リサイクル需要の拡大に努める。

イ　廃家電･使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発(施策番号 22)

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるように、関連団体や小売店等と協力して普及啓発を行う。

ウ　使用済み小型充電式電池のリサイクルに関する普及啓発(施策番号 23)

南河内 6 市町村と組合は、拠点ボックス回収を実施し、回収の拡充に努めるとともに、再資源化を促進している。なお、組合の一般廃棄物処理施設が安全に適切に処理できるように火災対策として、粗大ごみ処理施設の機器に火炎検知器や散水ノズルの増設、消火散水タンクの増強を図っている。

エ　不法投棄対策（施策番号 24）

不法投棄の早期発見、防止を図るため、啓発活動等を強化し、分別方法の周知徹底を図るとともに、ごみの分別及び処理場所の情報等についての相談業務の充実を図る。なお、不法投棄が特に悪質と判断される場合は警察へ告発し、監視員や警察によるパトロールを強化していく。

オ　災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 25）

南河内 6 市町村と組合は、羽曳野市・柏原市・藤井寺市・柏羽藤環境事業組合と「南河内地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定」を平成 29 年 6 月 1 日付で締結している。災害等により廃棄物の処理に支障をきたす緊急事態の発生に備え、より広域的な支援体制を確保し、相互の廃棄物の収集運搬及び処理等の支援に関する基本的な事項を定め、協定団体の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図る。

また、南河内 6 市町村と組合は、災害廃棄物等の処理体制の充実を図る為、令和 2 年 9 月 16 日付で民間業者とも「災害廃棄物の処理に関する基

本協定」を締結している。

災害廃棄物処理計画については、策定中である。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

南河内６市町村と組合は、毎年、計画の進捗状況を把握しその結果を公表するとともに、必要に応じて大阪府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で速やかに計画等の事後評価、目標の達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	南河内6市町村地域	(2)地域内人口	304,593人	(3)地域面積	238.00k㎡
(4)構成市町村名等名	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村、南河内環境事業組合	(5)地域の要件	(人口) 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村 設立年月日: 昭和42年10月19日設立				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(t)	16,266	16,010	15,140	16,227	16,237	14,725 −9.3%
	1事業所当たりの排出量(t/事業所)	3.76	3.70	3.26	3.43	3.42	3.00 −12.3%
	生活系 総排出量(t)	75,861	75,336	77,449	76,086	74,689	65,241 −12.6%
	1人当たりの排出量(kg/人)	222	222	231	229	225	208 −7.6%
	合計 事業系生活系排出量合計(t)	92,127	91,346	92,589	92,313	90,926	79,966 −12.1%
再生利用量	直接資源化量(t)	6,747 (7.3%)	6,574 (7.2%)	6,380 (6.9%)	6,031 (6.5%)	6,733 (7.4%)	6,136 (7.7%)
	総資源化量(t)	19,622 (19.0%)	18,729 (18.3%)	17,960 (17.5%)	17,074 (16.8%)	16,703 (16.8%)	15,127 (17.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電量 MWh)	4,916	5,064	5,358	5,130	5,683	5,170
	(年間の熱利用量 GJ)	177,917	181,897	185,130	184,689	192,916	159,795
最終処分量	埋立最終処分量(t)	10,933 (11.9%)	10,882 (11.9%)	11,595 (12.5%)	11,201 (12.2%)	11,582 (12.7%)	10,423 (13.0%)

※1 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

※2 総資源化量は、排出量と集団回収の合計に対する割合。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（1）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	開始年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	備考
焼却処理施設	第1清掃工場	南河内環境事業組合	全連続燃焼式機械炉	300t/日 （150t/日×2炉）	S60.7	未定	未定	
粗大ごみ処理施設	第1清掃工場	南河内環境事業組合	衝撃剪断併用回転式	50t/5h×1基	S61.4	未定	未定	
焼却処理施設	第2清掃工場	南河内環境事業組合	全連続燃焼式機械炉	190t/日 （95t/日×2炉）	H12.4	未定	未定	
粗大ごみ処理施設	第2清掃工場	南河内環境事業組合	衝撃剪断併用回転式 （剪断式）	30t/5h×1基 （5t/5h×1基）	H12.4	未定	未定	
し尿処理施設	資源再生センター	南河内環境事業組合	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	200kℓ/日	H14.3	未定	未定	
し尿処理施設	衛生処理場	河内長野市	膜分離高負荷脱窒素処理方式	36kℓ/日 （平成25年改修）	H13.5	未定	未定	

（2）更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月日	更新（改良）・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
焼却処理施設	第1清掃工場	南河内環境事業組合	全連続燃焼式機械炉	300t/日 （150t/日×2炉）	R7.2	既存施設の長寿命化及び二酸化炭素排出抑制	―	

4 生活排水処理の現状と目標

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		314,440	312,118	309,702	307,320	304,593	286,765
公共下水道	汚水衛生処理人口	273,193	272,939	276,009	274,475	274,296	265,836
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	86.9%	87.4%	89.1%	89.3%	90.1%	92.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	19,196	18,584	14,631	14,697	13,199	12,061
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6.1%	6.0%	4.7%	4.8%	4.3%	4.2%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	22,051	20,595	19,039	18,156	17,098	8,868

※別添資料として指数と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

富田林市

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		113,709	112,594	111,628	110,698	109,650	102,576
公共下水道	汚水衛生処理人口	93,360	92,945	96,617	95,811	96,621	93,679
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	82.1%	82.5%	86.6%	86.6%	88.1%	91.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	10,952	10,890	7,233	7,571	6,302	5,266
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	9.6%	9.7%	6.5%	6.8%	5.7%	5.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	9,397	8,759	7,778	7,316	6,727	3,631

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

河内長野市

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		107,963	106,713	105,377	104,031	102,920	94,354
公共下水道	汚水衛生処理人口	95,078	94,946	94,092	93,237	92,710	88,014
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	88.1%	89.0%	89.3%	89.6%	90.1%	93.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,992	5,489	5,238	5,046	4,853	4,579
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.6%	5.1%	5.0%	4.9%	4.7%	4.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	6,893	6,278	6,047	5,748	5,357	1,761

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

大阪狭山市

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		57,872	58,240	58,516	58,691	58,501	58,130
公共下水道	汚水衛生処理人口	56,070	56,478	56,795	56,997	56,817	56,444
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	96.9%	97.0%	97.1%	97.1%	97.1%	97.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	686	653	657	636	627	639
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	1,116	1,109	1,064	1,058	1,057	1,047

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

河南町

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		15,767	15,732	15,576	15,484	15,286	14,940
公　共　下　水　道	汚水衛生処理人口	13,701	13,767	13,811	13,820	13,651	13,828
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	86.9%	87.5%	88.7%	89.3%	89.3%	92.6%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	783	751	689	617	568	610
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.0%	4.8%	4.4%	4.0%	3.7%	4.1%
未　処　理　人　口	汚水衛生未処理人口	1,283	1,214	1,076	1,047	1,067	502

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

太子町

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		13,675	13,507	13,390	13,276	13,172	12,233
公　共　下　水　道	汚水衛生処理人口	11,370	11,257	11,218	11,176	11,089	10,645
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	83.1%	83.3%	83.8%	84.2%	84.2%	87.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	342	341	363	374	390	445
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.5%	2.5%	2.7%	2.8%	3.0%	3.6%
未　処　理　人　口	汚水衛生未処理人口	1,963	1,909	1,809	1,726	1,693	1,143

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

千早赤阪村

指数・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		5,454	5,332	5,215	5,140	5,064	4,532
公共下水道	汚水衛生処理人口	3,614	3,546	3,476	3,434	3,408	3,226
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	66.3%	66.5%	66.7%	66.8%	67.3%	71.2%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	441	460	451	450	459	522
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.1%	8.6%	8.6%	8.8%	9.1%	11.5%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	1,399	1,326	1,288	1,256	1,197	784

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

5　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

事業名称	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	富田林市	(個人設置) 261 (宅内配管) 3	(個人設置) 895 (宅内配管) 12	H8.4	65	245	R8	個人設置(H25終了)
公共浄化槽等整備推進事業	富田林市	595	2,070	H17.12	76	280	R8	
浄化槽設置整備事業	河内長野市	646	2,131	H5.4	15	45	R8	
公共浄化槽等整備推進事業	河内長野市	219	479	H18.4	100	360	R8	
浄化槽設置整備事業	河南町	106	568	H7.4	10	40	R8	
浄化槽設置整備事業	千早赤阪村	152	459	H9.4	15	45	R8	

※計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2（令和3年度）

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間交付期間 開始	終了	総事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	交付金対象事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
○エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業								**6,058,800**	93,357	3,341,349	2,624,094			**5,021,500**	3,960	2,808,531	2,209,009			
	南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良事業	1	南河内環境事業組合	300	t／日	R4	R6	6,058,800	93,357	3,341,349	2,624,094			5,021,500	3,960	2,808,531	2,209,009			
○浄化槽に関する事業								**280,137**	117,425	40,678	40,678	40,678	40,678	**280,137**	117,425	40,678	40,678	40,678	40,678	
	浄化槽設置整備事業	2	富田林市	65	基	R4	R8	3,900	780	780	780	780	780	3,900	780	780	780	780	780	
	公共浄化槽等整備推進事業	3		76	基	R4	R8	148,897	91,177	14,430	14,430	14,430	14,430	148,897	91,177	14,430	14,430	14,430	14,430	
	浄化槽設置整備事業	4	河内長野市	15	基	R4	R8	6,210	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	6,210	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	
	公共浄化槽等整備推進事業	5		100	基	R4	R8	110,780	22,156	22,156	22,156	22,156	22,156	110,780	22,156	22,156	22,156	22,156	22,156	
	浄化槽設置整備事業	6	河南町	10	基	R4	R8	4,140	828	828	828	828	828	4,140	828	828	828	828	828	
	浄化槽設置整備事業	7	千早赤阪村	15	基	R4	R8	6,210	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	6,210	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	
合　計								**6,338,937**	210,782	3,382,027	2,664,772	40,678	40,678	**5,301,637**	121,385	2,849,209	2,249,687	40,678	40,678	

※端数処理により合計が合わないことがある。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始	終了	交付金必要の要否	事業計画 令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみシール制の継続	一定量以上が有料によるごみの発生抑制、資源化を図る	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	12	有料化	有料制の検討・事業系、直接持込みごみの処理費用の検証	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	13	環境教育	ごみ処理施設の見学	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	14	普及啓発	分別方法、資源化の情報提供・説明会等の実施	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	15	助成	集団回収奨励金の継続	南河内6市町村	R4	継続							
	16	マイバック運動・レジ袋対策	簡易包装の推進・買い物袋持参の推進	南河内6市町村	R4	継続							
	17	事業系ごみ発生抑制	多量排出事業者に対して条例により計画書の作成・提出を義務付け及び指導の実施	南河内6市町村	R4	継続							
	18	その他の取組	主体別の取組	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	19	生活排水対策	発生源対策の啓発活動の強化	南河内6市町村	R4	継続							
処理施設の整備に関するもの	1	第1清掃工場 基幹的設備改良事業	施設長寿命化のための基幹的設備改良事業	南河内環境事業組合	R4	R6	○						
	2	富田林市 浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備を推進する	富田林市	R4	R8	○						
	3	富田林市 公共浄化槽等整備推進事業	合併処理浄化槽の整備を推進する		R4	R8	○						
	4	河内長野市 浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備を推進する	河内長野市	R4	R8	○						
	5	河内長野市 公共浄化槽等整備推進事業	合併処理浄化槽の整備を推進する		R4	R8	○						
	6	河南町 浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備を推進する	河南町	R4	R8	○						
	7	千早赤阪村 浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備を推進する	千早赤阪村	R4	R8	○						
その他	21	リサイクル製品の購入促進	リサイクル需要の拡大	南河内6市町村	R4	継続							
	22	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく適切な回収がなされるよう普及啓発を行う	南河内6市町村	R4	継続							
	23	使用済み小型充電式電池のリサイクルに関する普及啓発	拠点ボックス回収をすることにより、適正処理及び再資源化の促進	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	24	不法投棄対策	不法投棄の防止を図るため分別、処理場所の情報を提供	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							
	25	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物等の処理体制の充実を図る為、近隣の一部事務組合・その構成市及び民間業者と相互に支援できる体制の確保	南河内6市町村・南河内環境事業組合	R4	継続							

【参考資料様式2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　大阪府

(1) 事業主体名	南河内環境事業組合
(2) 施設名称	第1清掃工場
(3) 工期	令和4年度～令和6年度
(4) 施設規模	処理能力　300t/日（150t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式機械炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無　(有)（発電効率　3%）・無 2. 熱回収の有無　(有)（熱回収率　未定　%）・無
(7) 地域計画内の役割	施設の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減（CO_2削減率19.7%）
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有　・　(無)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	6,058,800千円

南河内６市町村地域内の処理施設の状況



◎　市役所・役場
①　南河内環境事業組合　第１清掃工場（計画施設）
（焼却処理施設・粗大ごみ処理施設）
②　南河内環境事業組合　第２清掃工場
（焼却処理施設・粗大ごみ処理施設）
③　南河内環境事業組合　資源再生センター
（し尿処理施設）
④　河内長野市衛生処理場（し尿処理施設）

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

(1) 事業主体名	富田林市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する区域を定め、富田林市が浄化槽の適正な設置を行う。
(4) 事業期間	令和4年度　～　令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画の区域外であって、別に市長が定める区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　3,900千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　3,900千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （　　人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（　　人分）			
6～ 7人槽	基（　　人分）			
8～10人槽	基（　　人分）			
11～20人槽	基（　　人分）			
21～30人槽	基（　　人分）			
31～50人槽	基（　　人分）			
51人槽以上	基（　　人分）			
単独転換（宅内配管）	65基（　245人分）	3,900	3,900	3,900
浄化槽整備	*台帳作成費*			
効率化事業費	*計画策定等調査費*			
合　計	65基（　245人分）	3,900	3,900	3,900

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

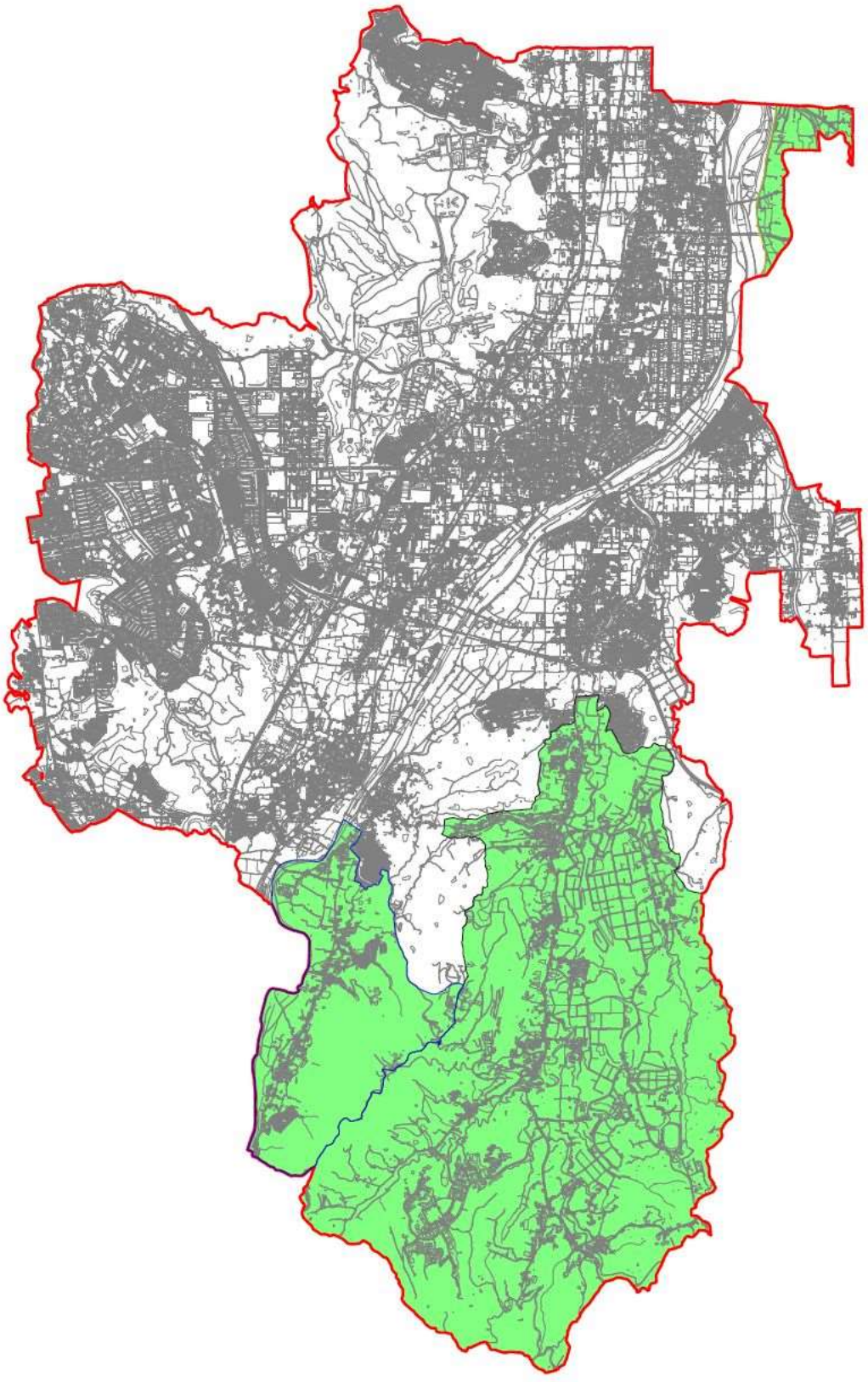
(1) 事業主体名	富田林市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する区域を定め、富田林市が浄化槽の適正な設置を行う。
(4) 事業期間	令和4年度　～　令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画の区域外であって、別に市長が定める区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　148,897千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　72,150千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (　　人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	40基 (　120人分)	43,680	36,480	36,480
6～ 7人槽	25基 (　100人分)	35,925	23,790	23,790
8～10人槽	10基 (　60人分)	17,340	11,880	11,880
11～15人槽	基 (　　人分)			
16～20人槽	基 (　　人分)			
21～25人槽	基 (　　人分)			
26～30人槽	基 (　　人分)			
31～40人槽	基 (　　人分)			
41～50人槽	基 (　　人分)			
51人槽以上	1基 (　-人分)	76,747	76,747	76,747
共同浄化槽	人槽　基 (　　人分) 人槽　基 (　　人分) 人槽　基 (　　人分)			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	*台帳作成費*			
	調査費			
	計画策定等調査費			
合　計	76基 (　280人分)	173,692	148,897	148,897

富田林市浄化槽整備推進事業の「処理区域」



公共浄化槽等整備推進事業区域

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

(1) 事業主体名	河内長野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水の適正な処理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和８年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8台1項に規定する生活排水対策重点区域 下水道の整備が当分見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法第14条の8台1項に規定する生活排水対策重点区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　6,210千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （　人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	0基（　0人分）			
6～ 7人槽	15基（　45人分）	6210	6210	6210
8～10人槽	0基（　0人分）			
11～20人槽	基（　人分）			
21～30人槽	基（　人分）			
31～50人槽	基（　人分）			
51人槽以上	基（　人分）			
浄化槽整備	*台帳作成費*			
効率化事業費	*計画策定等調査費*			
合　計	15基（　45人分）	6210	6210	6210

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

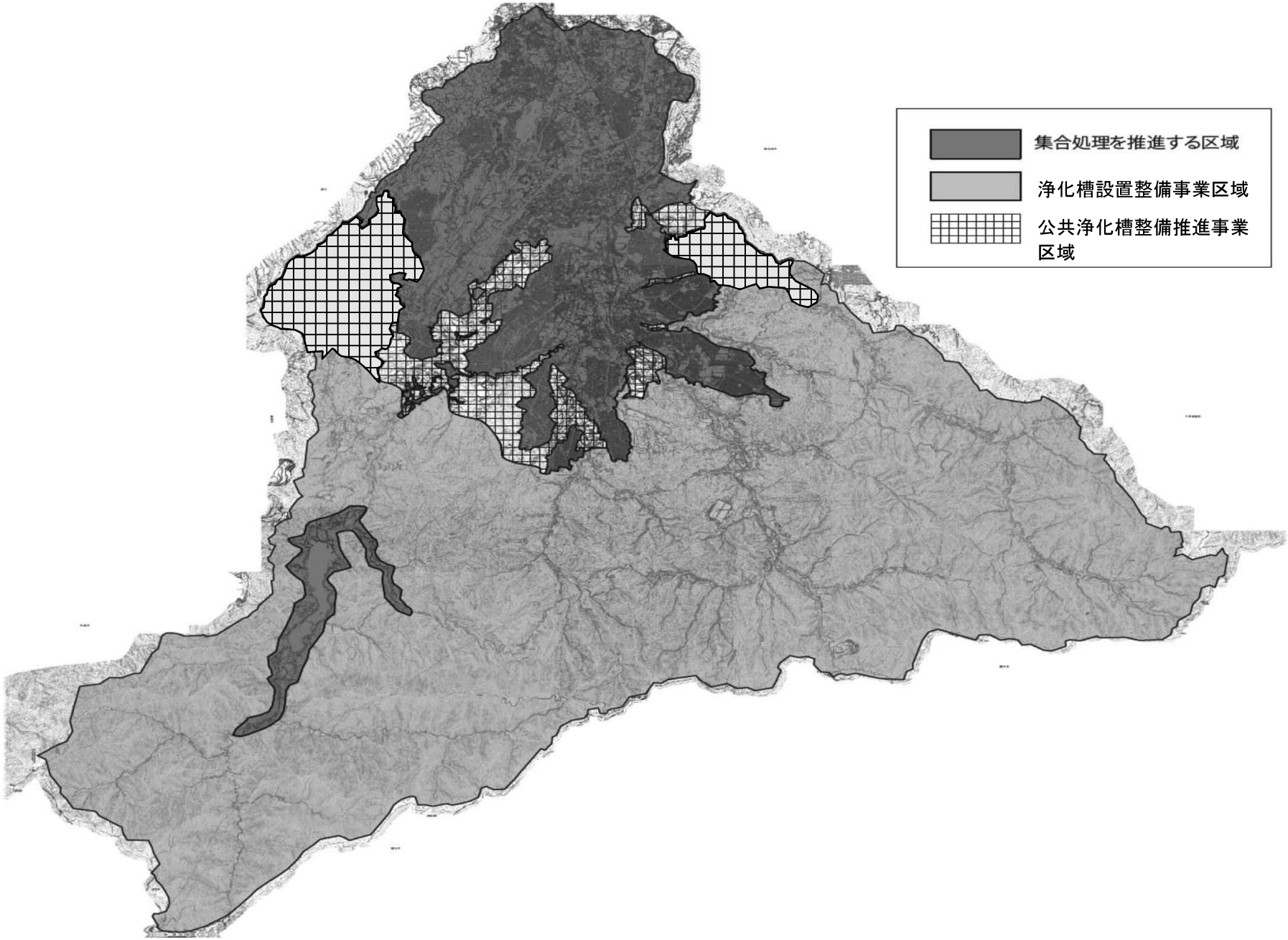
(1) 事業主体名	河内長野市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水の適正な処理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和８年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽処理促進区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　110,780 千円 うち　　110,780 千円 ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 （　　人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	20基（　60人分）	17,718	17,718	17,718
6～ 7人槽	60基（　180人分）	64,904	64,904	64,904
8～10人槽	20基（　120人分）	28,158	28,158	28,158
11～15人槽	基（　　人分）			
16～20人槽	基（　　人分）			
21～25人槽	基（　　人分）			
26～30人槽	基（　　人分）			
31～40人槽	基（　　人分）			
41～50人槽	基（　　人分）			
51人槽以上	基（　　人分）			
共同浄化槽	人槽　基（　　人分） 人槽　基（　　人分） 人槽　基（　　人分）			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	*台帳作成費*			
	調査費			
	計画策定等調査費			
合　計	100基（　360 人分）	110,780	110,780	110,780

河内長野市合併処理浄化槽設置整備補助対象区域図



【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

(1) 事業主体名	河　南　町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	「浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽の整備を進める。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和８年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱で定める地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　４，１４０千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

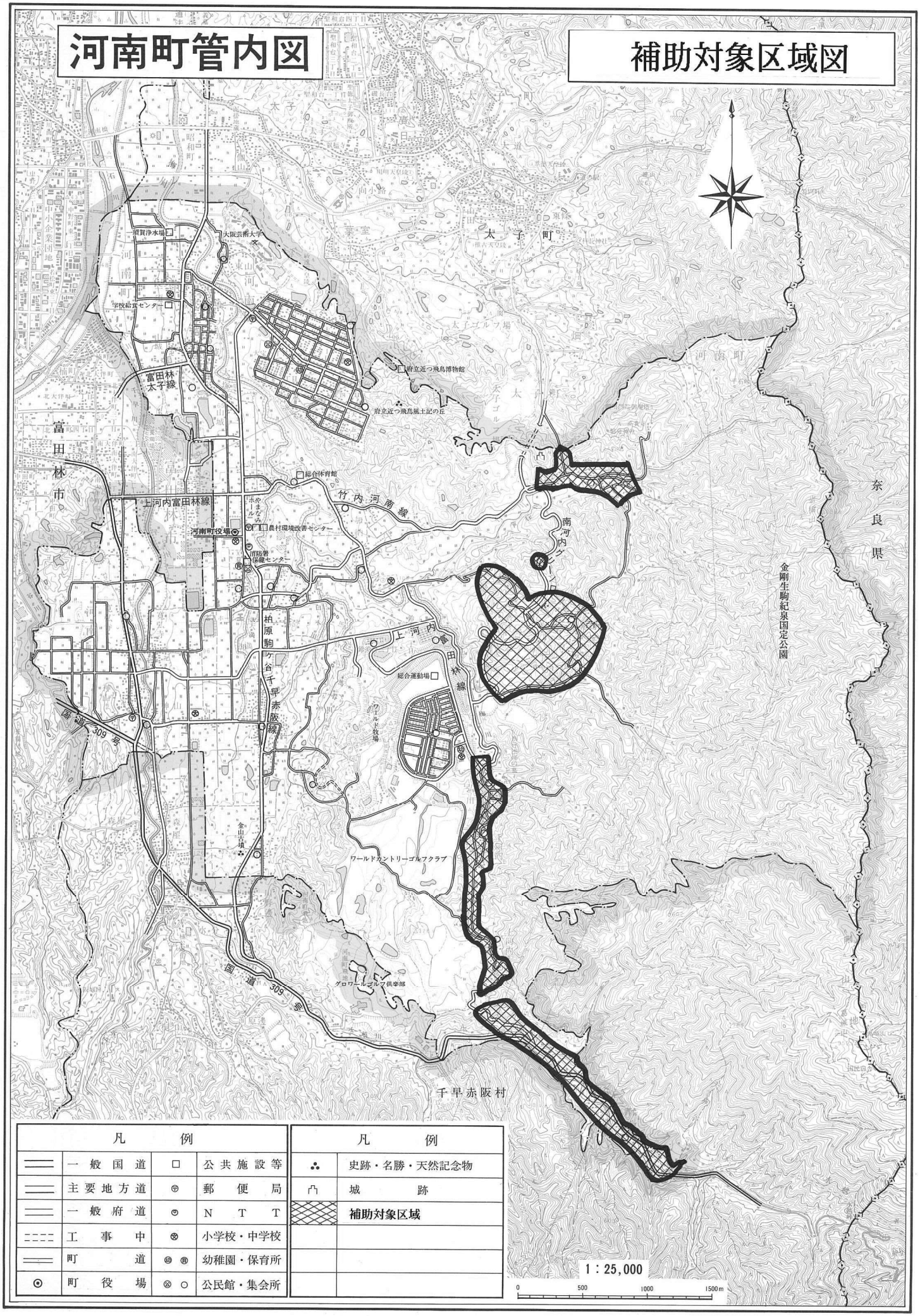
○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （　　人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（　　人分）			
6～ 7人槽	10基（　　40人分）	4,140	4,140	4,140
8～10人槽	基（　　人分）			
11～20人槽	基（　　人分）			
21～30人槽	基（　　人分）			
31～50人槽	基（　　人分）			
51人槽以上	基（　　人分）			
浄化槽整備	台帳作成費			
効率化事業費	計画策定等調査費			
合　計	10基（　40 人分）	4,140	4,140	4,140

河南町管内図

補助対象区域図



凡例			
═══	一般国道	□	公共施設等
═══	主要地方道	〒	郵便局
═══	一般府道	㊡	NTT
┅┅┅	工事中	⊗	小学校・中学校
═══	町道	㊢ ㊣	幼稚園・保育所
⊙	町役場	㊒ ○	公民館・集会所

凡例	
∴	史跡・名勝・天然記念物
凸	城跡
▨	**補助対象区域**

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　大阪府

(1) 事業主体名	千早赤阪村
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質及び生活環境の保全並びに公共衛生の向上 7人槽15基
(4) 事業期間	令和4年度　～　令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	水質汚濁防止法第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域を中心の「千早赤阪村生活排水処理計画」で設定した地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　6,210千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　0千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

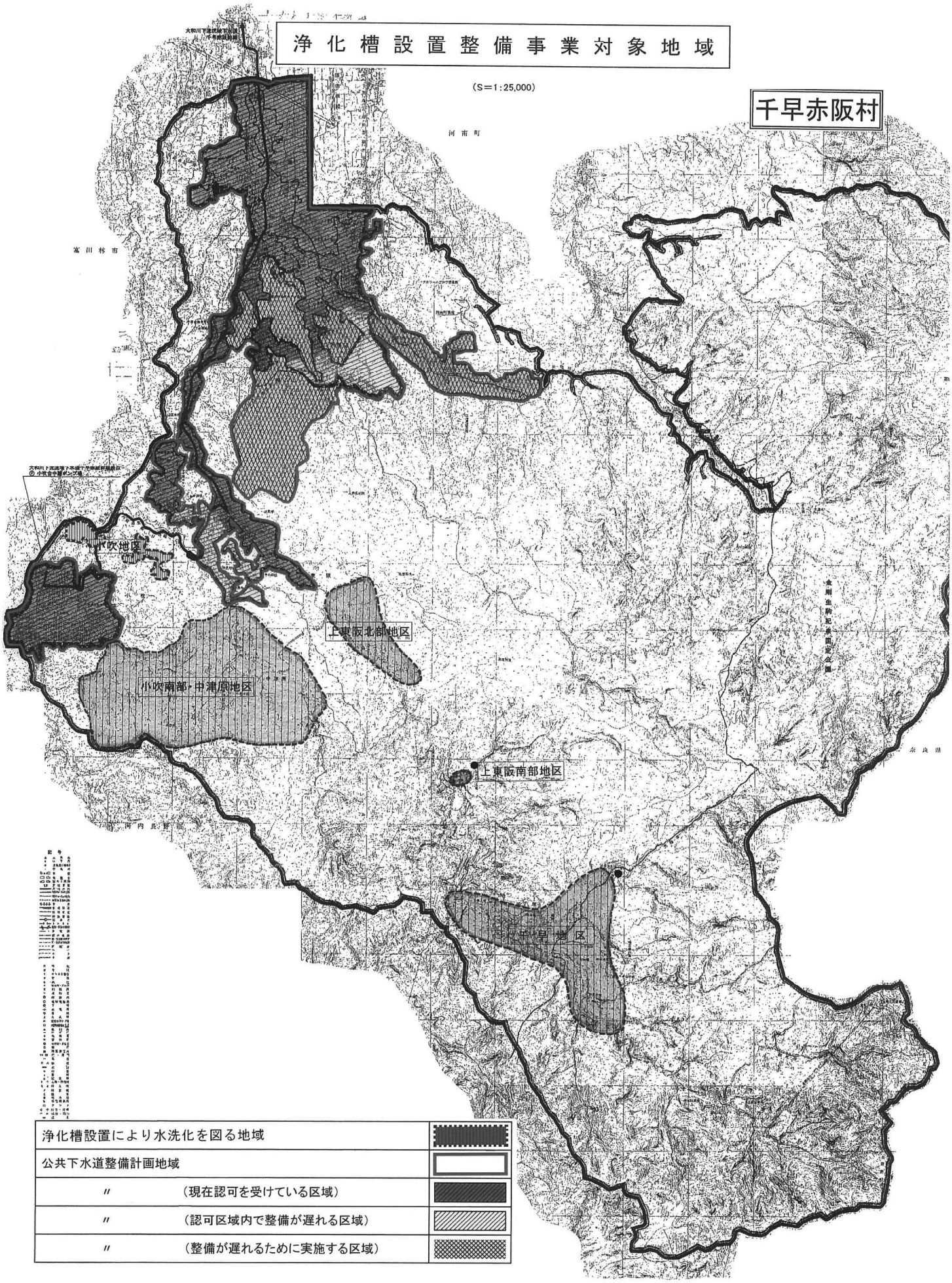
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （　　人分）	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（　　人分）			
6～ 7人槽	15基（　45人分）	6,210	6,210	6,210
8～10人槽	基（　　人分）			
11～20人槽	基（　　人分）			
21～30人槽	基（　　人分）			
31～50人槽	基（　　人分）			
51人槽以上	基（　　人分）			
浄化槽整備	*台帳作成費*			
効率化事業費	*計画策定等調査費*			
合　計	15基（　45人分）	6,210	6,210	6,210

浄化槽設置整備事業対象地域

(S=1:25,000)

千早赤阪村



浄化槽設置により水洗化を図る地域	
公共下水道整備計画地域	
〃 (現在認可を受けている区域)	
〃 (認可区域内で整備が遅れる区域)	
〃 (整備が遅れるために実施する区域)	

トレンドグラフ

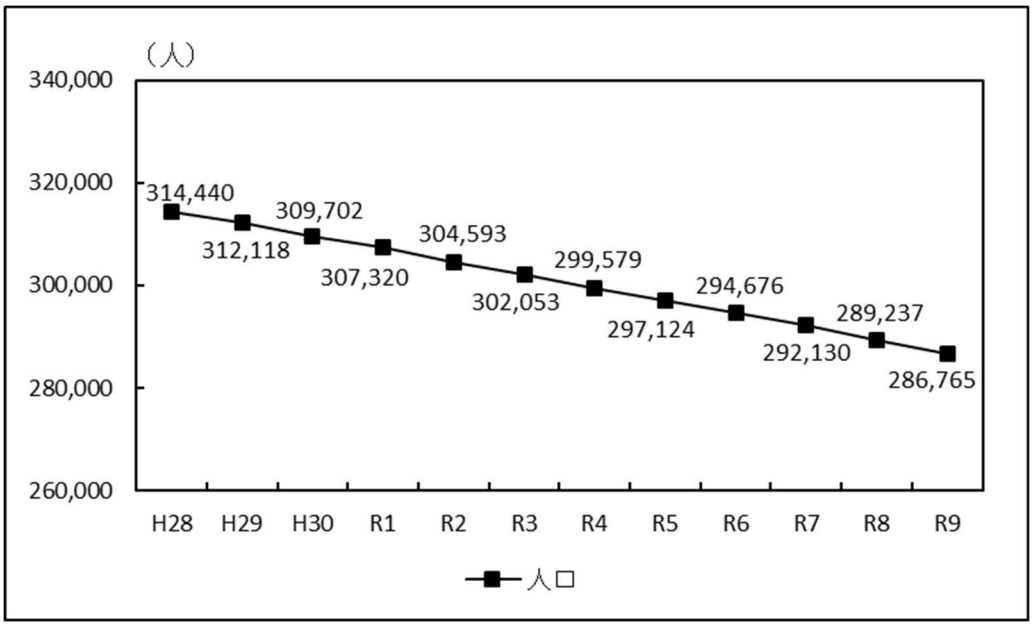


図 6　人口の推移

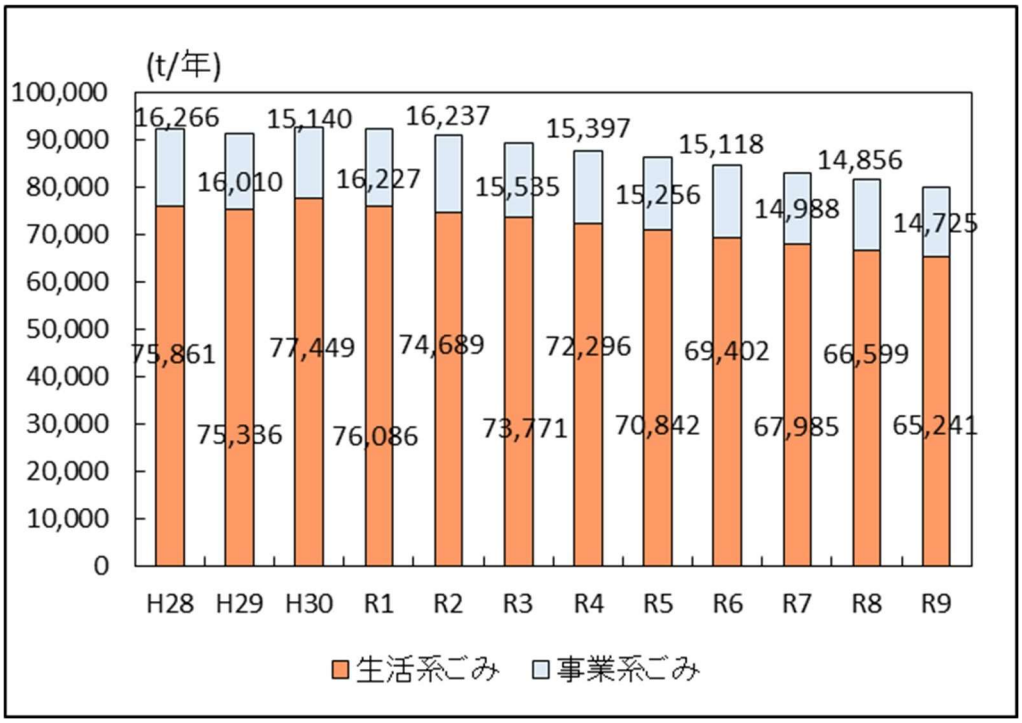


図 7　ごみ量の推移

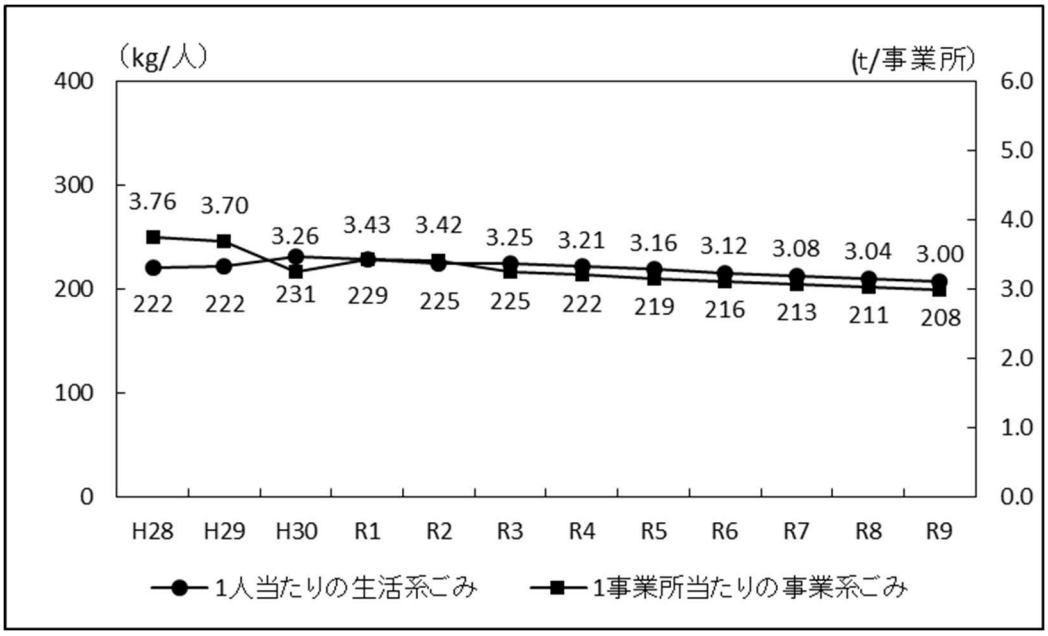


図８　１人当たり及び１事業所当たりのごみ量の推移

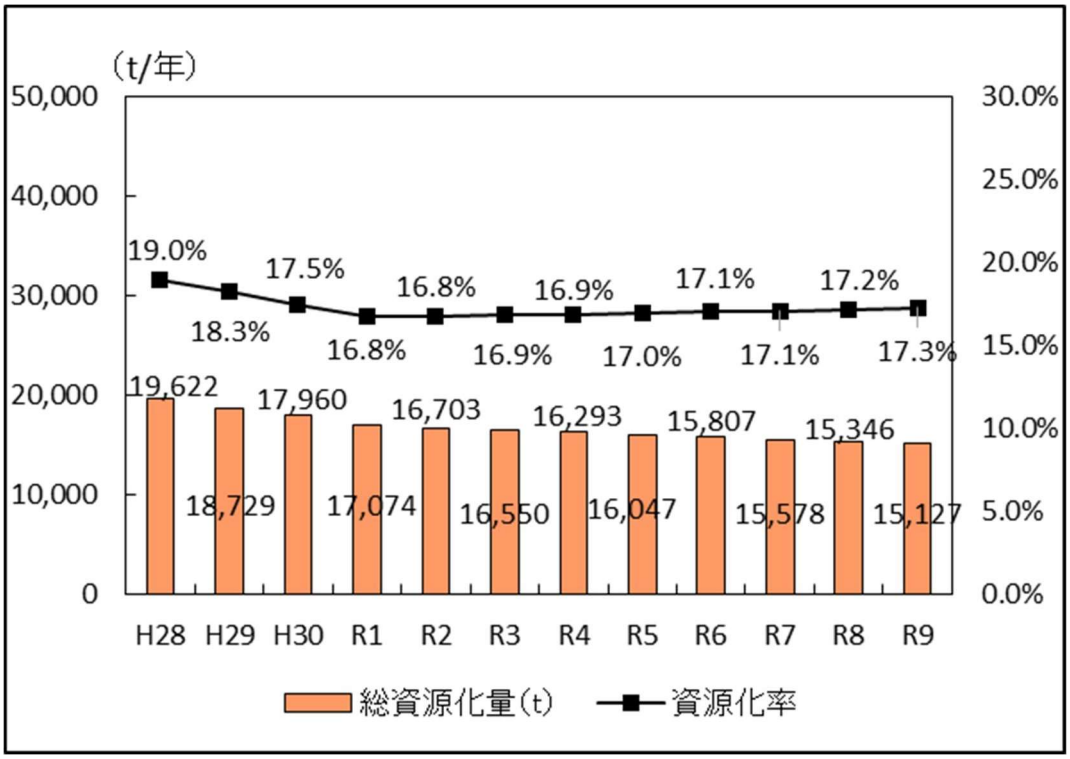


図９　総資源化量及び資源化率の推移

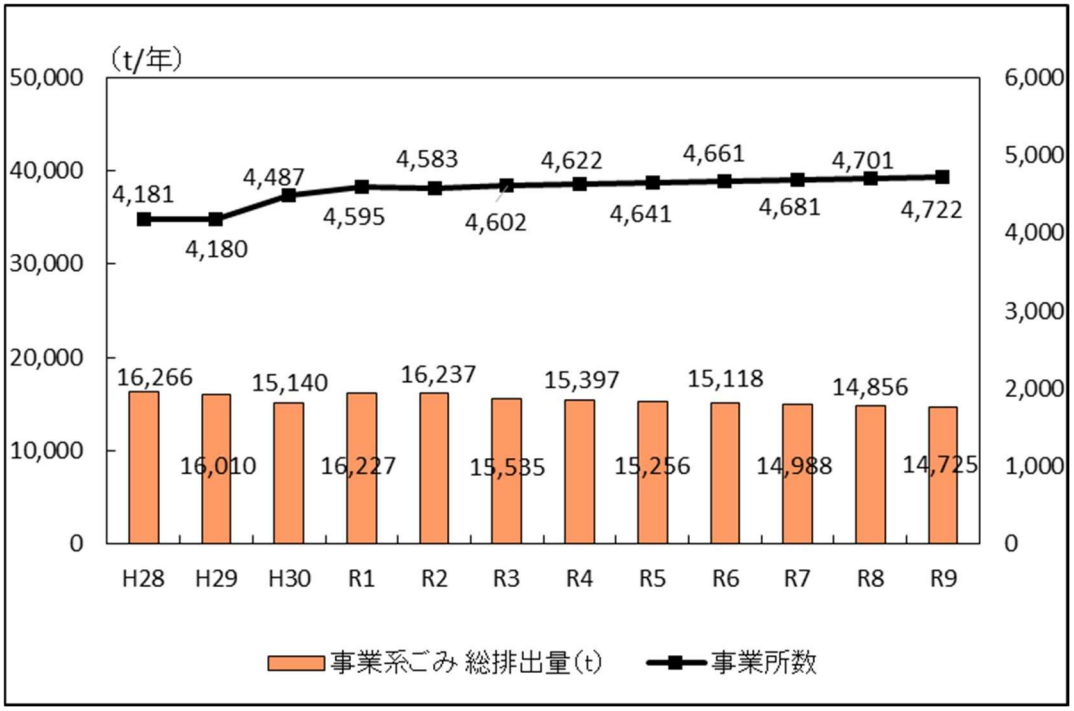


図 10　事業系ごみ排出量に関するトレンドグラフ

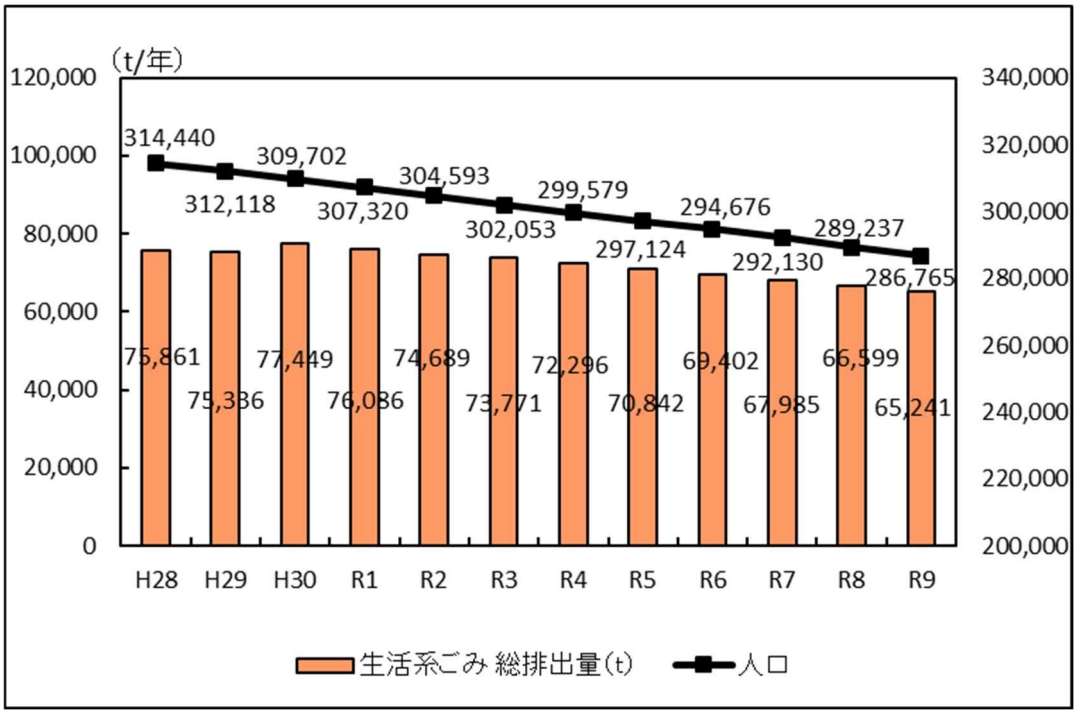


図 11　生活系ごみ排出量に関するトレンドグラフ

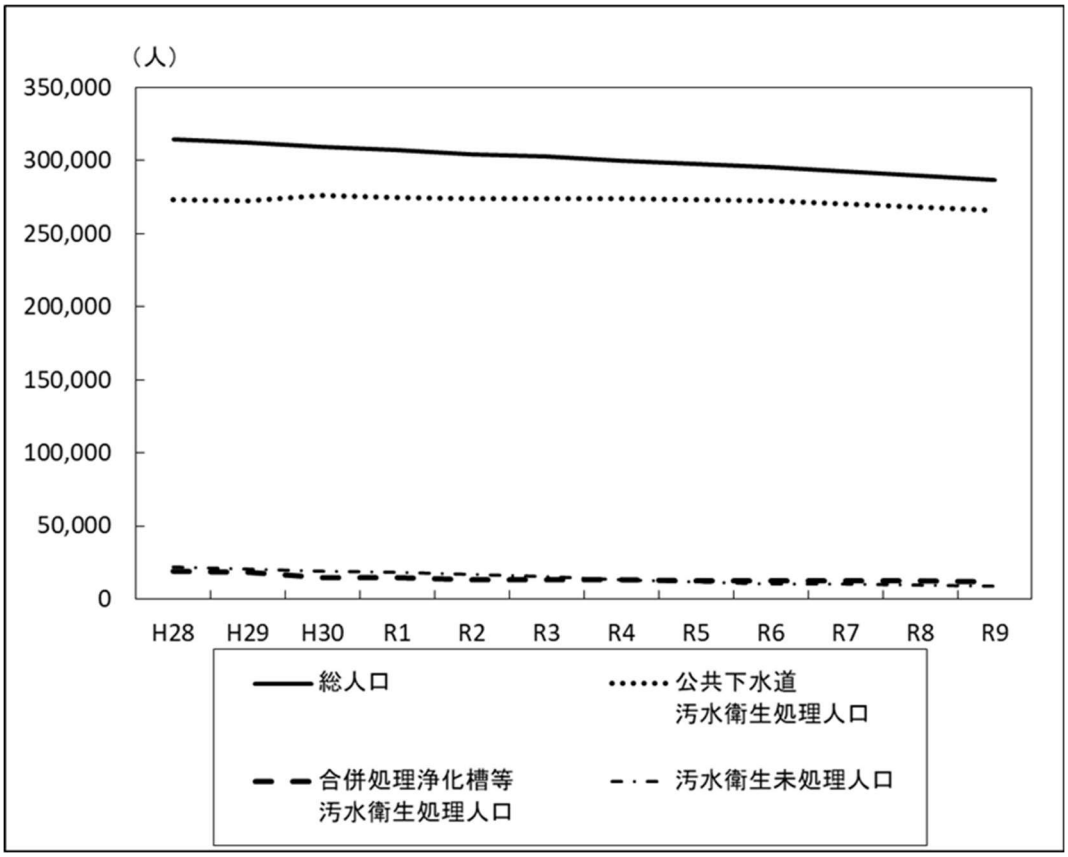


図 12　汚水衛生処理人口の推移

資料 1

現有処理施設の概要

項　　目	内　　容	
施設管理団体	南河内環境事業組合	
施　設　名　称	第 1 清掃工場	
敷　地　面　積	12,056.72 ㎡	
所　　在　　地	大阪府富田林市大字甘南備 2345 番地	
設　　備　　名	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
竣　工　年　月	昭和 60 年 7 月 30 日	昭和 61 年 3 月 31 日
処理対象ごみ	燃えるごみ	燃えないごみ・粗大ごみ
処　理　方　法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
処　理　能　力	300t/日(150t/日×2 基)	回転式　50t/5h×1 基
ピット容量	ごみ　3,225 ㎥ 灰　　350 ㎥	1,497 ㎥
受　入　供　給	ピット&クレーン	ピット&クレーン
ガ　ス　冷　却	ボイラ式	
排ガス処理設備	乾式集じん装置(電気集じん器)＋湿式洗煙装置	
余　熱　利　用	発電・場内給湯	
発　電　設　備	蒸気タービン発電機 1200kVA(960kW)×1 基	
排水処理設備	pH 調整・凝集沈殿・接触酸化	
選　別　装　置	残滓選別場(磁選機)	磁選機
設計・施工	日立造船株式会社	
災　害　対　策	ハザードマップより浸水深想定なし。 周辺道路の浸水等により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、近隣の一部事務組合・その構成市との災害廃棄物の処理に係る相互支援協定や、民間事業者との災害廃棄物等の処理に係る基本協定に基づき、廃棄物の適正処理に取り組む。	

資料 2

現有処理施設の概要

項　　目	内　　容	
施設管理団体	南河内環境事業組合	
施　設　名　称	第 2 清掃工場	
敷　地　面　積	121,314.41 ㎡	
所　　在　　地	大阪府河内長野市日野 1564－3	
竣　工　年　月	平成 12 年 3 月 31 日	
設　　備　　名	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
処理対象ごみ	燃えるごみ	燃えないごみ・粗大ごみ
処　理　方　法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式 剪断式
処　理　能　力	190t/日(95t/日×2 基)	回転式　30t/5h×1 基 剪断式　 5t/5h×1 基
ピット容量	ごみ　3,000 ㎥ 灰　　180 ㎥	500 ㎥
受　入　供　給	ピット&クレーン	ピット&クレーン
ガ　ス　冷　却	水噴射式	
排ガス処理設備	乾式集じん装置(バグフィルタ)＋湿式洗煙装置＋脱硝反応塔	
余　熱　利　用	場内給湯・暖房	
排水処理設備	pH 調整・凝集沈殿・接触酸化　無放流	
選　別　装　置	2 段篩・磁選機	磁選機・アルミ選別機
設計・施工	日立造船株式会社	
災　害　対　策	ハザードマップより浸水深想定なし。 周辺道路の浸水等により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、近隣の一部事務組合・その構成市との災害廃棄物の処理に係る相互支援協定や、民間事業者との災害廃棄物等の処理に係る基本協定に基づき、廃棄物の適正処理に取り組む。	

資料 3

現有処理施設の概要

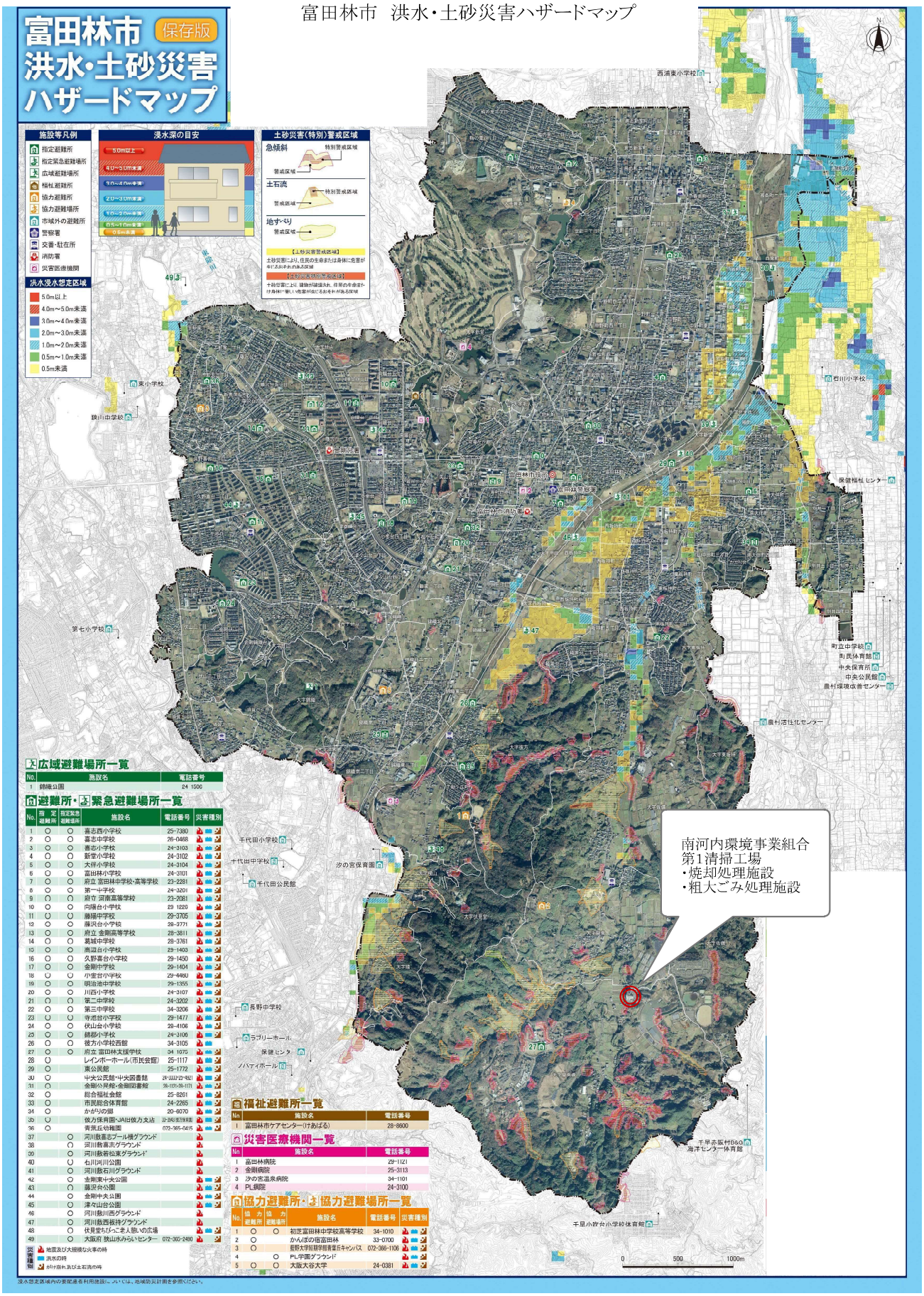
項　　目	内　　容
施設管理団体	南河内環境事業組合
施設名称	資源再生センター
敷地面積	18,011.25 ㎡
所在地	大阪府大阪狭山市東池尻六丁目 1622 番地の 1
竣工年月	平成 14 年 3 月 30 日
設備名	し尿処理施設
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	200kℓ/日(し尿：104kℓ/日　浄化槽汚泥：96kℓ/日) 有機性副資材　3t/日
受入貯留設備	細目スクリーン＋微細目スクリーン＋スクリュープレス
主処理設備	生物膜+高負荷脱窒素
高度処理設備	凝集膜分離＋活性炭吸着
汚泥処理設備	フィルタープレス型脱水機
脱臭設備	薬液洗浄＋活性炭吸着
設計・施工	三菱重工業株式会社
災害対策	ハザードマップより浸水深想定なし。 周辺道路の浸水等により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、近隣の一部事務組合・その構成市との災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、廃棄物の適正処理に取り組む。

資料 4

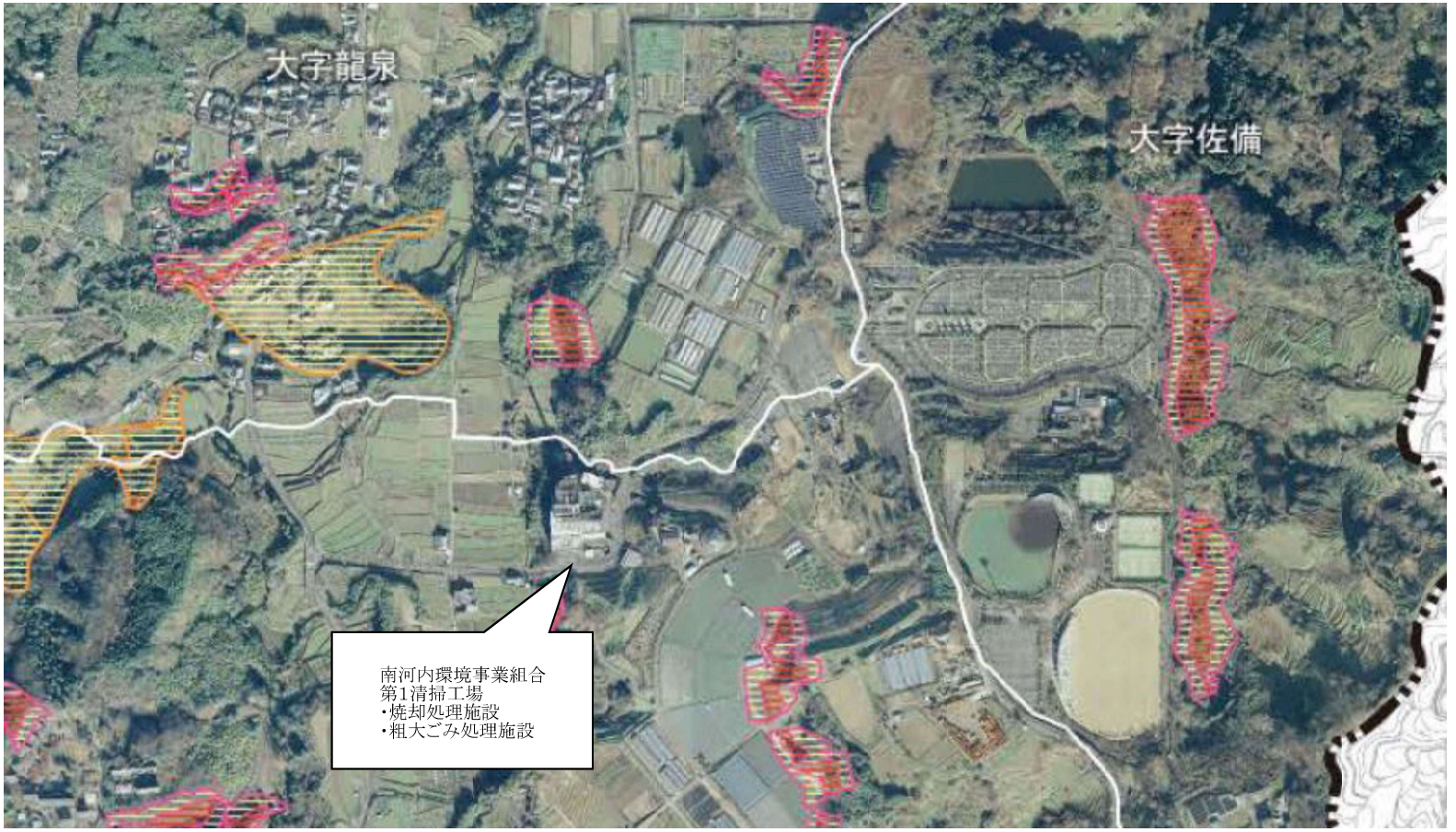
現有処理施設の概要

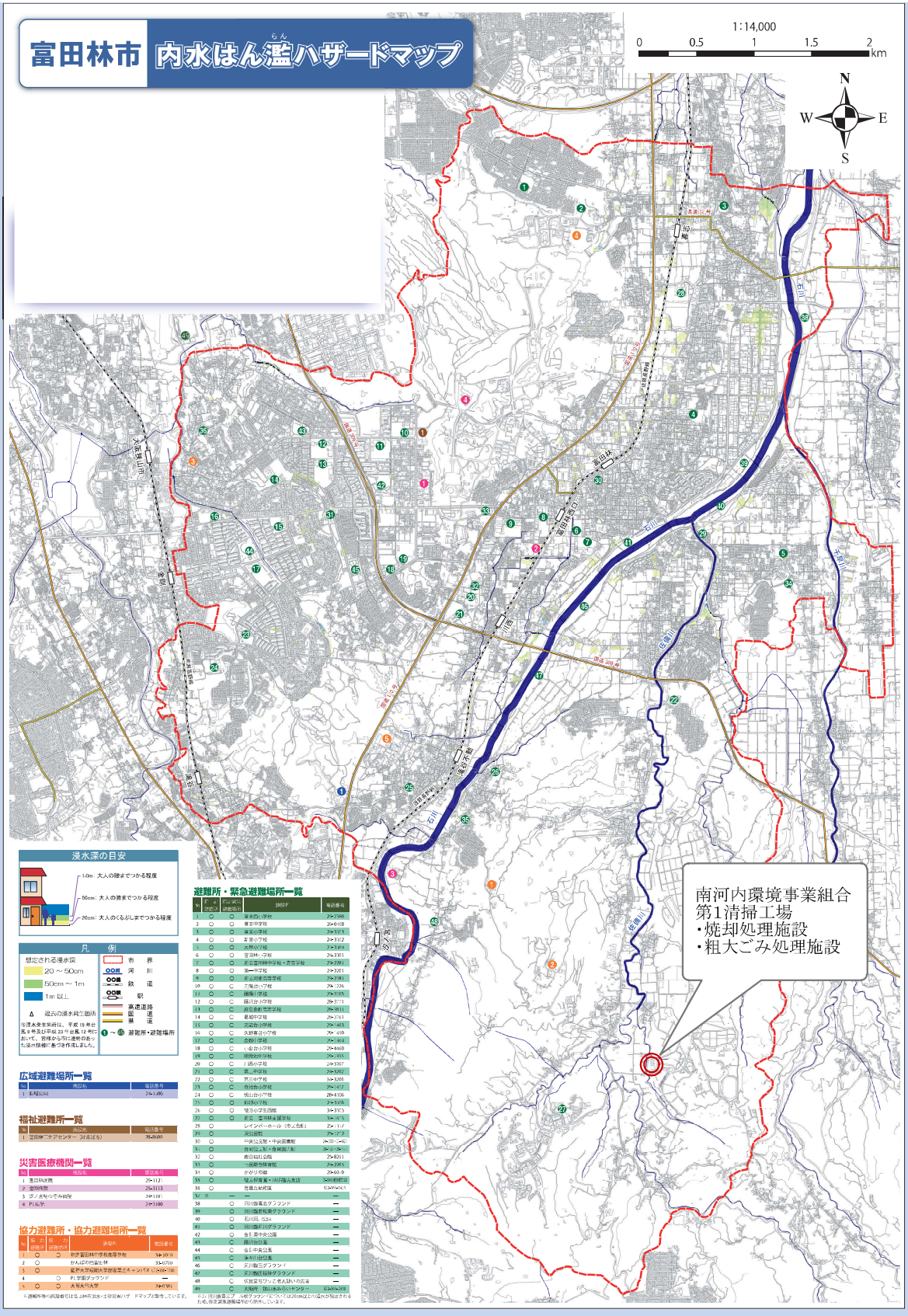
項　　目	内　　容
施設管理団体	河内長野市
施設名称	衛生処理場
敷地面積	18,269.00 ㎡
所在地	大阪府河内長野市高向 2092 番地
竣工年月	平成 13 年 5 月 22 日
設備名	し尿処理施設
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	36kℓ/日(し尿：20kℓ/日　浄化槽汚泥：16kℓ/日) 平成 25 年改修後
受入貯留設備	ドラムスクリーン＋スクリュープレス
主処理設備	膜分離高負荷脱窒素処理方式
高度処理設備	凝集膜分離＋活性炭吸着
汚泥処理設備	汚泥脱水機・焼却炉・乾式集じん器(バグフィルター)
脱臭設備	生物脱臭＋薬剤洗浄＋活性炭吸着
設計・施工	日本鋼管株式会社
災害対策	ハザードマップより浸水深想定なし。 周辺道路の浸水等により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、近隣の一部事務組合・その構成市との災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、廃棄物の適正処理に取り組む。

富田林市　洪水・土砂災害ハザードマップ

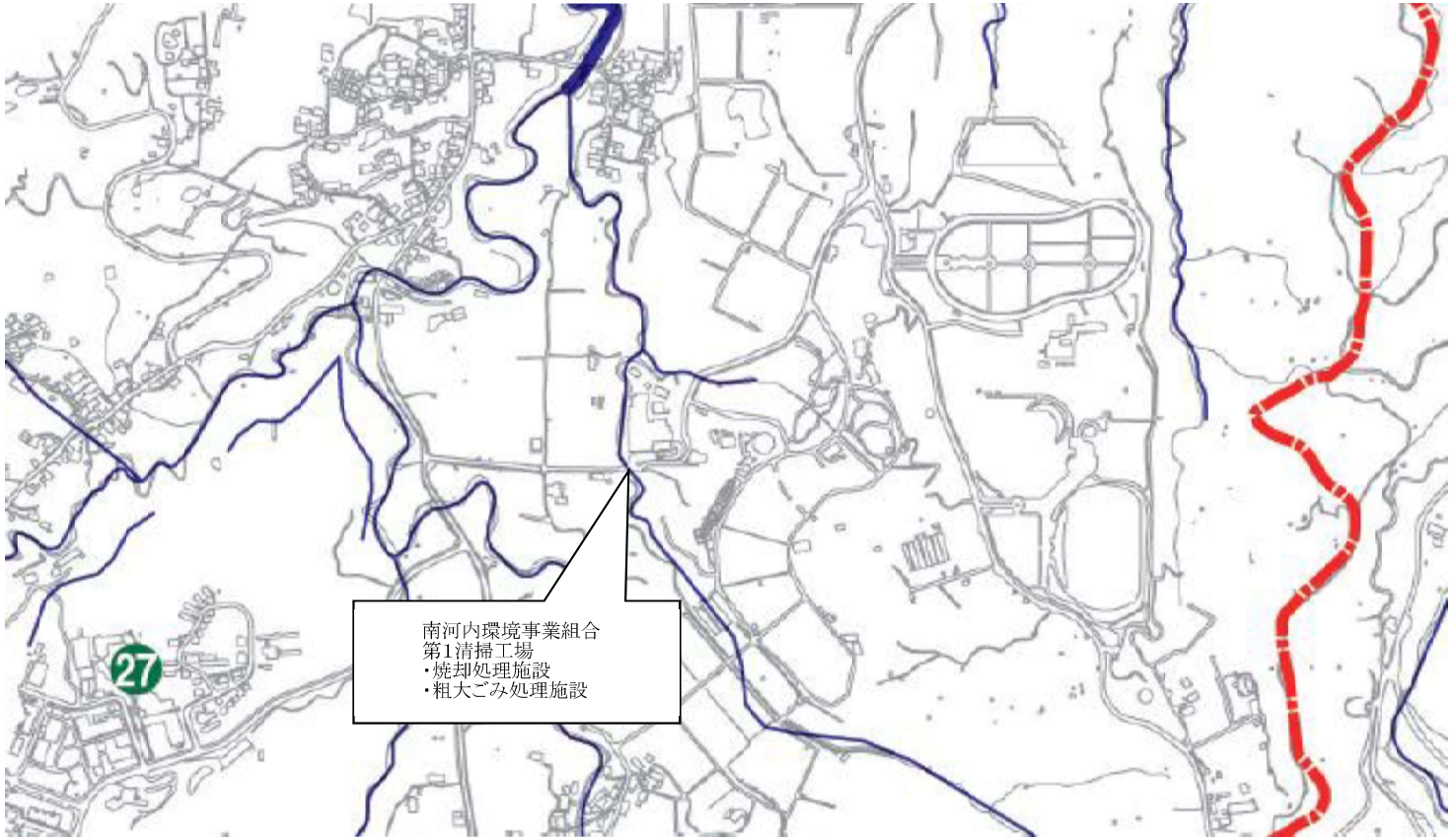


富田林市　洪水・土砂災害ハザードマップ　対象施設周辺詳細図




富田林市
内水はん濫ハザードマップ
1:14,000
0 0.5 1 1.5 2 km
N
W E
S
南河内環境事業組合
第1清掃工場
・焼却処理施設
・粗大ごみ処理施設
浸水深の目安
1.0m：大人の腰までつかる程度
50cm：大人の膝までつかる程度
20cm：大人のくるぶしまでつかる程度
凡例
想定される浸水深
20～50cm
50cm～1m
1m以上
過去の浸水実績箇所
市界
河川
鉄道
駅
高速道路
国道
県道
避難所・避難場所
広域避難場所一覧
福祉避難所一覧
災害医療機関一覧
協力避難所・協力避難場所一覧
避難所・緊急避難場所一覧

富田林市　内水はん濫ハザードマップ　対象施設周辺詳細図

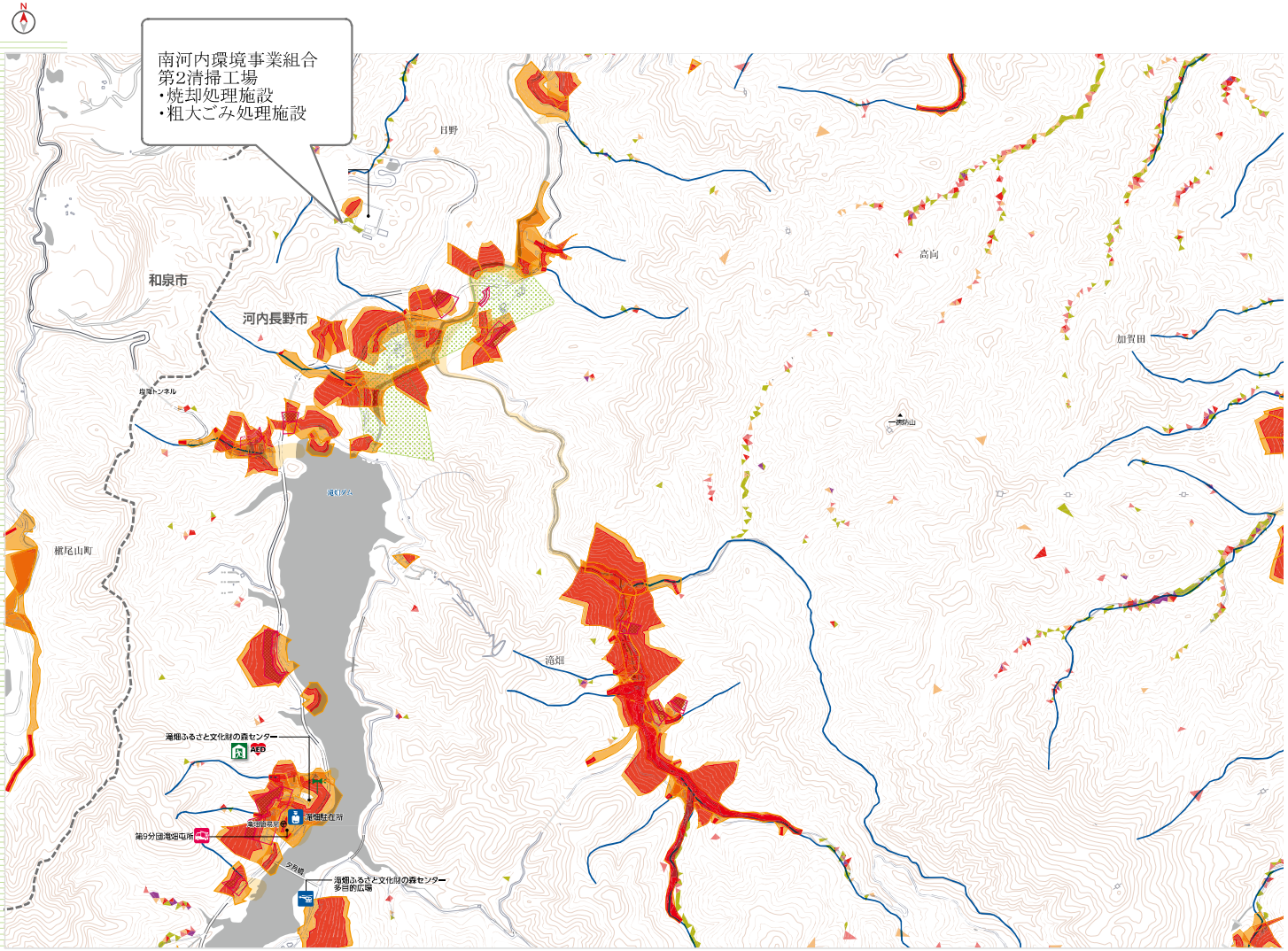


河内長野市　災害ハザードマップ

MAP G

0　100　200　300m　1/12,000

河内長野市　災害ハザードマップ　対象施設周辺詳細図



地図の凡例

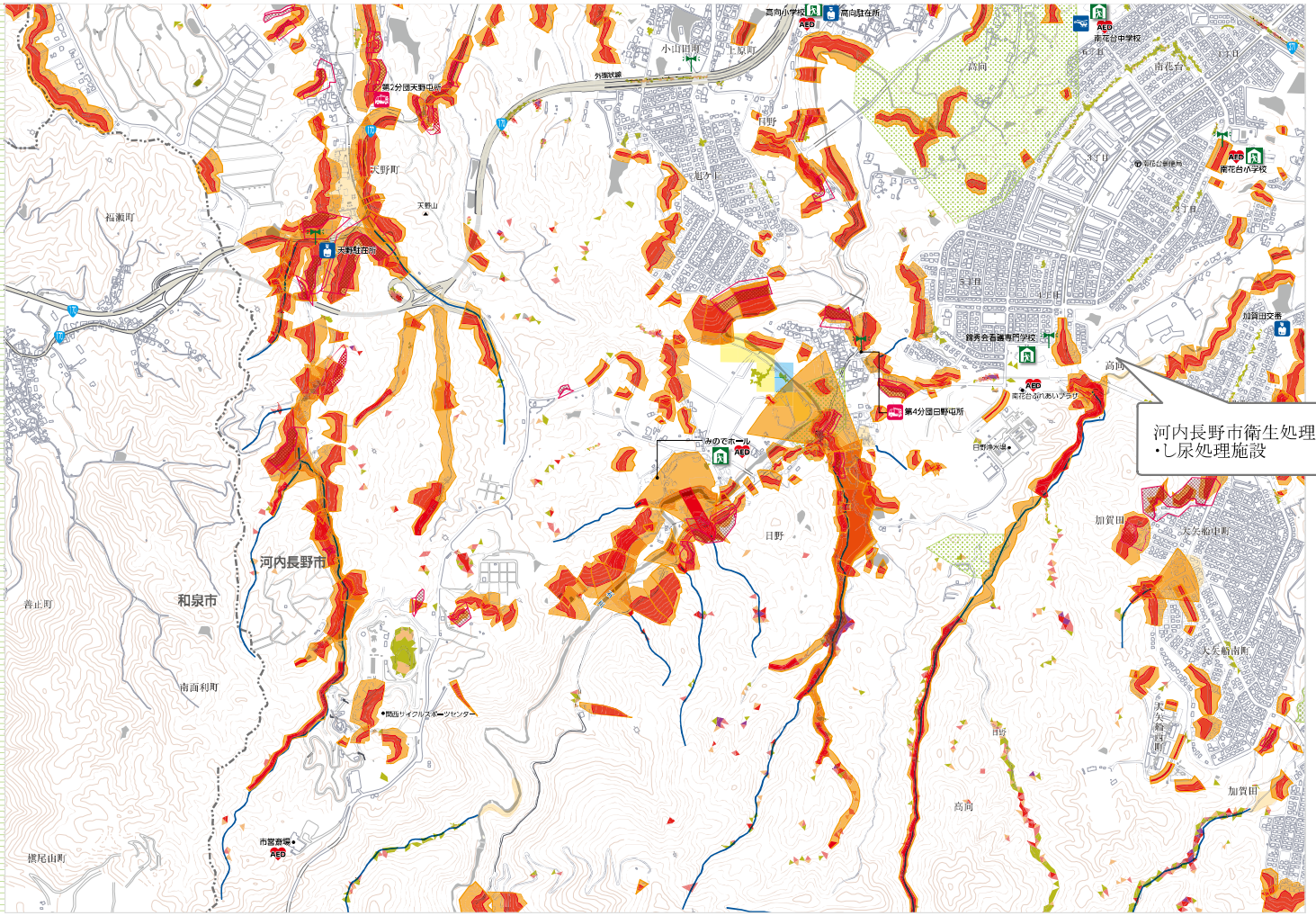
	広域避難場所
	一時避難場所
	指定避難所
	指定福祉避難所
	警察署・交番・駐在所
	消防署・分団屯所等
	救急指定病院
	防災無線スピーカー
	臨時ヘリポート
AED	AED設置施設
	道の駅
	土石流危険渓流 被害のおそれのある箇所
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険個所 被害のおそれのある箇所
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	想定浸水区分 溢水地点
	想定浸水区分 破堤地点
	想定浸水区分 危険度Ⅰ
	想定浸水区分 危険度Ⅱ
	想定浸水区分 危険度Ⅲ
	内水0.2m～0.5m未満
	内水0.5m～1.0m未満
	内水1.0m～2.0m未満
	内水2.0m～3.0m未満
	内水3.0m以上

河内長野市 災害ハザードマップ

MAP D

0 100 200 300m 1/12,000

河内長野市 災害ハザードマップ 対象施設周辺詳細図



地図の凡例

	広域避難場所
	一時避難場所
	指定避難所
	指定福祉避難所
	警察署・交番・駐在所
	消防署・分団屯所等
	救急指定病院
	防災無線スピーカー
	臨時ヘリポート
AED	AED設置施設
	道の駅
	土石流危険渓流 被害のおそれのある箇所
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険個所 被害のおそれのある箇所
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
×	想定浸水区分 湛水地点
×	想定浸水区分 破堤地点
	想定浸水区分 危険度Ⅰ
	想定浸水区分 危険度Ⅱ
	想定浸水区分 危険度Ⅲ
	内水0.2m～0.5m未満
	内水0.5m～1.0m未満
	内水1.0m～2.0m未満
	内水2.0m～3.0m未満
	内水3.0m以上

大阪狭山市 防災マップ

逃げ遅れゼロへ！

「発行：大阪狭山市　令和２年３月」
※本図は令和元年作成の大阪狭山市全図を使用

お問い合せ先：大阪狭山市　防災・防犯推進室
TEL:072-366-0011（代表）

指定避難場所 Evacuation Area (a large park or open space)

避難場所	所在地	避難所	一時避難場所
東小学校	狭山三丁目2497-1	○	○
西小学校	今熊一丁目22	○	○
南第一小学校	西山台三丁目2-1	○	○
南第二小学校	大野台三丁目23-1	○	○
南第三小学校	西山台六丁目19-7	○	○
北小学校	池尻北二丁目20-7	○	○
第七小学校	東茱萸木二丁目665	○	○
狭山中学校	狭山四丁目2272-2	○	○
南中学校	大野台三丁目2-1	○	○
第三中学校	茱萸木二丁目397	○	○
東野幼稚園	東野中二丁目22	○	○
総合体育館	池之原四丁目248	○	○
池尻体育館	池尻中三丁目639-11	○	○
狭山高等学校	半田四丁目1510	○	○
東大池公園	大野台四丁目1-37		○
南西少年運動広場	茱萸木六丁目985-2		○
野球場	池之原四丁目248		○
さやか公園	狭山二丁目974-6		○
狭山水みらいセンター（せせらぎの丘・かがやき広場）	東池尻六丁目1647		○

避難所とは、地震、風水害等、危険性がある場合に、危険性がなくなるまでの安全期間安全な場所です。※ご風水害等で事前に周辺安全避難所は各小学校（体育館）です。避難される場合、避難所（緊急状況を事前に市ホームページ、ツイッター等で確認してください。
一時避難場所とは、とりあえずの安全を確保し、状況を確認できる場所です。

屋外スピーカー（同報系防災行政無線）

放送された内容をもう一度聞きたい場合
テレフォンサービス 0120-367-707

防災情報の５段階警戒レベル

大雨や土砂災害時の危険をわかりやすく伝えるため、自治体や気象庁などが発表する防災情報が５段階のレベルで伝えられるようになりました。

警戒レベル	防災情報	とるべき行動	危険レベル
5	災害発生情報	命を守るための最善の行動	高
4	避難勧告・避難指示（緊急）	速やかに避難	
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者など、避難に時間を要する人は避難（立ち入り禁止）	
2	大雨注意報、洪水注意報など	避難行動を確認	
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	低

※警戒レベル１～５の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。
【警戒レベル５】ではすでに災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。
【警戒レベル３】や【警戒レベル４】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

超高密度気象観測・情報提供サービス（POTEKA※）

ピンポイントの気象情報をリアルタイムで閲覧できます。

大阪狭山市内の観測点

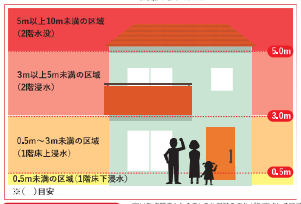
コミュニティセンター（市役所ニュータウン連絡所）（大野台二丁目１－５）
旧狭山・美原医療保健センター（市医師会休日診療所）（東野東一丁目５００－１）

ストアアプリ「My POTEKA」二次元コード
iPhone用　Android用

ホームページ「POTEKA NET」 http://www.potekanet.com/

凡例

洪水浸水想定区域
水防法第14条第１項の規定（　都市）に基づく指定河川大和川の洪水により浸水想定区域（浸水した場合に想定される水深を表示したもの）
降雨条件：大和川流域上流域の２４時間総雨量904.1㎜、１時間最大降雨量102.5㎜



※（　）目安

家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫水（河川から氾濫した水）が堤防に沿って流れる区域
氾濫流（氾濫水のうち、河岸や堤防を越えて流れる水）
河岸侵食　氾濫流
浸水深　0.5m未満　0.5m～3m未満　3m～5m未満　5m～10m未満　10m～20m未満　20m以上

土砂災害（特別）警戒区域

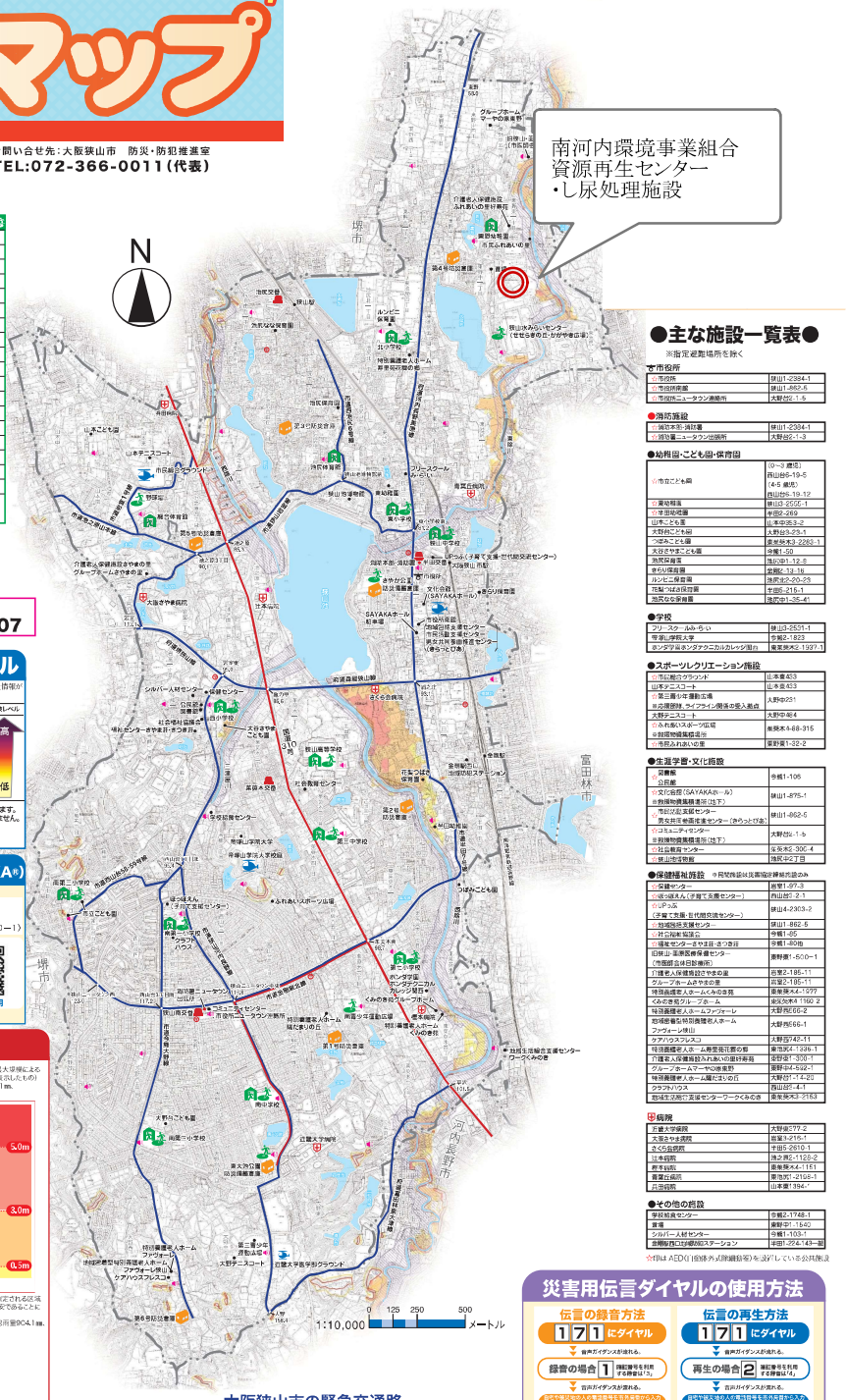
急傾斜の前端　傾斜度が30°以上である土地が存する自然斜面

特別警戒区域　警戒区域

地滑り　土塊の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

警戒区域　----→ 方向

※特別警戒区域：建築物に損壊が生じた場合の住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第７条第１項に定める区域）
※警戒区域：住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第７条第１項に該当する区域）



●主な施設一覧表●

※指定避難場所を除く

市役所

○市役所	狭山1-2384-1
○市役所別館	狭山1-862-6
○市役所ニュータウン連絡所	大野台2-1-5

消防施設

○消防本部・消防署	狭山1-2384-1
○消防署ニュータウン出張所	大野台2-1-3

幼稚園・こども園・保育園

○市立こども園	（0～3 歳児）西山台5-19-5（4・5 歳児）西山台5-19-12
○東幼稚園	狭山2-2555-1
○半田幼稚園	半田2-269
山本こども園	山本中263-2
大野台こども園	大野台3-23-1
つばさこども園	東茱萸木3-2265-1
大阪さやまこども園	今熊1-59
池尻保育園	池尻中1-12-8
きらり保育園	茱萸木2-13-16
ハンビニ保育園	池尻北2-20-28
花梨つばさ保育園	半田5-215-1
池尻なな保育園	池尻中1-35-41

学校

フリースクール ルみらい	狭山3-2531-1
帝塚山学院大学	今熊2-1823
ホンダ学園ホンダテクニカルカレッジ関西	東茱萸木2-1997-1

スポーツレクリエーション施設

○市立総合グラウンド	山本東453
山本テニスコート	山本東453
○第三青少年運動広場	大野中251
※総合体育館・ライフライン関係の受入拠点	
大野テニスコート	大野中402-4
○みんなのスポーツ広場	茱萸木4-88-315
※狭山総合体育館	
○市民みんないこ屋	東野東1-32-2

生涯学習・文化施設

○図書館 公民館	今熊1-105
○文化会館（SAYAKAホール）	狭山1-875-1
※狭山総合体育館	
※狭山総合体育館	
○市立総合体育館（地下）	狭山1-862-6
○コミュニティセンター	大野台2-1-5
※狭山総合体育館	
○社会教育センター	金剛4-300-4
○狭山池博物館	池尻中2丁目

保健福祉施設　※同駐車場は狭山総合体育館共用

○保健センター	狭山1-97-3
○家庭児童相談室（子育て支援センター）	狭山1-97-3
○IP21	狭山4-2303-2
（子育て支援・女性相談支援センター）	
○狭山総合支援センター	狭山1-862-6
○社会福祉協議会	今熊1-85
○福祉センターさやま荘・さつき荘	今熊1-80他
狭山ニュータウン高齢者保健センター（市医師会休日診療所）	東野東1-500-1
介護老人保健施設さやまの里	池尻2-185-11
グループホームさやまの里	池尻2-185-11
特別養護老人ホームアンジェール	茱萸木4-1277
くみの木苑グループホーム	狭山茱木4-1160-2
特別養護老人ホームファンヴェール	大野台66-2
地域密着型特別養護老人ホーム ファウォーン狭山	大野台66-1
ケアハウスフレスコ	大野台742-11
特別養護老人ホーム 希望荘花香の郷	東池尻4-1236-1
介護老人保健施設ふれあいの里特別養護	池尻中1-300-1
グループホームマーヤの庵	茱萸木4-592-1
特別養護老人ホーム 陽だまりの丘	大野台7-14-20
グラアハウス	西山台5-4-1
地域生活総合支援センターワークくみの香	茱萸木3-2183

病院

近畿大学病院	大野東377-2
大阪さやま病院	茱萸3-215-1
さくら台病院	半田5-2610-1
山本病院	池之原2-128-2
原本病院	茱萸木4-1151
茱萸台病院	東池尻1-2198-1
高田病院	山本東1394-7

その他の施設

学校給食センター	今熊2-1748-1
斎場	茱萸中1-1640
シルバー人材センター	今熊1-103-1
金剛駅西口駅前広場	半田1-774-149～88

☆印は AED（自動体外式除細動器）を設置している公共施設

大阪狭山市の緊急交通路
Emergency Road in Osaka-Sayama City

大阪府の広域緊急交通路
Large-Scale Emergency Road in Osaka Prefecture

河川・主なため池
River & Pond

※○はその地点の標高（m）

災害用伝言ダイヤルの使用方法

伝言の録音方法

171 にダイヤル
↓ 音声ガイダンスが流れる。
録音の場合 1
↓ 音声ガイダンスが流れる。
ご利用になる方の電話番号を市外局番から入力
XXX XXX XXXX

伝言の再生方法

171 にダイヤル
↓ 音声ガイダンスが流れる。
再生の場合 2
↓ 音声ガイダンスが流れる。
伝言を聞きたい方の電話番号を市外局番から入力
XXX XXX XXXX

伝言は録音した方の電話番号を用いる必要でのみ利用することができます。
聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ相談番号をお決めくださる必要があります。

体験利用日
●毎月1日及び15日 00:00～24:00　●正月三が日(1月1日00:00～1月3日24:00)
●防災週間(8月30日9:00～9月5日17:00)
●防災とボランティア週間(1月16日9:00～1月21日17:00)

NTT西日本のホームページ　https://www.ntt-west.co.jp/dengon/